

海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち匝瑳市

匝瑳市総合計画 2008-2019



平成20年3月 匝瑳市

平成20年3月 匝瑳市

匝瑳市 総合計画

はじめに



匝瑳市が誕生して2年が過ぎ、ここに新市のまちづくりの基本となる「匝瑳市総合計画（基本構想・前期基本計画）」が策定される運びとなりました。

策定に当たっては、市民の皆さんの御意見をより多く反映させるため、市民意識調査や各種団体へのアンケート・懇談会、市民フォーラム21の開催のほか、まちづくり御意見箱やパブリック・コメントを実施してきました。また、庁内には匝瑳市総合計画策定委員会を立ち上げ、さらに下部組織として専門部会を組織し、全庁一丸となって策定作業に取り組んでまいりました。

ここに取りまとめた本計画は、これまでの八日市場市と野栄町のまちづくりを踏まえ、市民一人ひとりの生活を重視し、新市としてさらなる発展を遂げるために、私たちが直面する課題や施策を明らかにし、将来を展望した新しいまちづくりの指針となるものです。

時代は、少子高齢化、地球温暖化、価値観の多様化、地方分権の進展など、難しい問題が山積しています。

このような状況の中にあって、まちづくりにおける行政の役割を再検討し、多様化する住民ニーズや地域課題に市民の皆様と一緒に取り組んでいくことが重要であります。

匝瑳市は、九十九里浜に面し、みどり豊かな優れた自然に恵まれ、災害も少なく住みやすく、農林水産物など恵み多い土地であります。また、飯高檀林跡や祇園祭、仁組獅子舞のほか、各地区に多くの郷土芸能などが伝承され、歴史と伝統文化が色濃く息づいています。

多くの先人が幾多の困難を克服しながら築き上げてきた豊かな自然や風土、文化と共生しながら新たな歴史を作るべく示したまちづくりの基本的視点である「市民の暮らしを重視したまちづくり」、「地域の個性を生かしたまちづくり」、「市民との協働によるまちづくり」、「総合的施策によるまちづくり」の4つの視点を常に念頭におき、匝瑳市の将来像として掲げた「海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち」の実現に向けて全力で市政運営に当たる所存であります。

今後とも、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

匝瑳市長 江波戸 辰夫

目 次

第 1 編 計画の概要等

第 1 章 総合計画の概要	1
第 1 項 計画策定の趣旨	1
第 2 項 計画の構成および計画期間	2
第 2 章 本市を取り巻く状況	3
第 1 項 時代の潮流	3
第 2 項 匝瑳市の特性	6
第 3 項 匝瑳市の主要課題	13

第 2 編 基本構想

第 1 章 まちづくりの基本的視点	17
視点 1 市民の暮らしを重視したまちづくり	17
視点 2 地域の個性を生かしたまちづくり	17
視点 3 市民との協働によるまちづくり	17
視点 4 総合的施策によるまちづくり	17
第 2 章 めざす将来像	18
第 1 項 将来都市像	18
第 2 項 基本目標	19
第 3 項 主要指標の推計	22
第 4 項 土地利用の基本方針	24
第 3 章 施策の大綱	26
基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる	26
基本目標 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる	28
基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる	30
基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる	32
基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる	34

第 3 編 前期基本計画

第 1 章 リーディングプラン	35
第 2 章 施策の展開	42
基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる	43

施策 1-1	健康・生きがいづくりの推進	44
施策 1-2	高齢者福祉の充実	48
施策 1-3	障害者福祉の充実	53
施策 1-4	子育て・子育て支援の充実	58
施策 1-5	医療体制の充実	62
施策 1-6	地域福祉の推進	65
基本目標 2	活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる	69
施策 2-1	農林水産業の活性化	70
施策 2-2	商工業の活性化	75
施策 2-3	観光の活性化	78
施策 2-4	産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出	82
基本目標 3	自然と共生し、快適で安全なまちをつくる	85
施策 3-1	自然環境の保護と循環型社会の形成	86
施策 3-2	市街地の活性化と交通網の整備	90
施策 3-3	住環境の整備	93
施策 3-4	安心・安全な地域づくりの推進	96
基本目標 4	個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる	101
施策 4-1	学校教育の充実	102
施策 4-2	生涯学習・生涯スポーツの推進	107
施策 4-3	地域文化の振興	112
施策 4-4	コミュニティの育成と交流活動の促進	116
施策 4-5	男女共同参画の促進	119
基本目標 5	市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる	122
施策 5-1	まちづくり情報共有の推進	123
施策 5-2	行財政運営の効率化・高度化	127
施策 5-3	広域行政の推進	130

資料編

第 1 章	計画策定について	133
第 1 項	計画の策定経過	133
第 2 項	諮問・答申	136
第 3 項	総合審議会委員名簿	138
第 2 章	用語の解説	138

第 1 編

計画の概要等

第 1 章 総合計画の概要

第 1 項 計画策定の趣旨

平成18年1月23日、八日市場市と野栄町が合併し、「匝瑳市」として新たな出発をしました。

時代の変化に対応しつつ、これまで地域ではぐくんできた財産を十分活用し、さらに市民の英知を結集して、より一層魅力あるまちづくりを進めていくため「匝瑳市総合計画」を策定します。

ここに掲げる将来像の実現に向け、取り組むべき施策を示すとともに、各分野における個別計画に方向性を与え、一体性を確保しながら、市民と行政が一丸となって均衡ある発展を推進するための指針となります。

第2項 計画の構成および計画期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

〔基本構想〕

本市がめざすべき都市の将来像およびそれを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、平成31年度（2019年度）を目標年度とする12か年計画とします。地方自治法第2条第4項に定められている「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」として位置付けられ、市政の最上位計画となります。

〔基本計画〕

基本構想に示した施策の大綱の具現化に必要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにするものです。基本構想の計画年度のうち、平成23年度（2011年度）までの4か年を前期基本計画として定めることとします。

前期基本計画：平成20年度（2008年度）～平成23年度（2011年度）

中期基本計画：平成24年度（2012年度）～平成27年度（2015年度）

後期基本計画：平成28年度（2016年度）～平成31年度（2019年度）

〔実施計画〕

基本計画で定められた施策について、実施する具体的な事業内容と実施時期を定めたものです。期間は3か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式によって策定することとします。



第2章 本市を取り巻く状況

第1項 時代の潮流

(1) 少子高齢化の進行と人口減少

平成17年にわが国の人口ははじめて減少に転じ※、いよいよ人口減少時代に突入しました。また、未婚化、晩婚化や夫婦の出生児数の減少を背景に、少子化が進んでいる一方、生活環境の向上や医療技術の進歩などによって寿命が延び、他の先進諸国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

人口構造の急激な変化により、保健・医療・福祉といった行政サービスの需要が増大する一方で、労働力人口の減少に伴う地域経済力の低下が財源の確保を厳しくさせるなど、行財政運営においても大きな影響をもたらしています。家族のあり方も多様化し、核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体での取り組みが必要となっています。

(2) 地方分権および構造改革の進展

国および地方自治体を取り巻く厳しい社会情勢の中、平成12年4月に施行された地方分権一括法を契機として、地方分権に向けた動きは一層加速しています。地方自治体は、「自己決定と自己責任の原則」に基づき、地域の実情に合った個性豊かな多様性のある地域社会の確立が求められています。

こうした中、市民に最も身近な自治体として市町村に期待される役割は大きくなってきており、政策立案能力の向上や財源の確保など、行財政基盤の充実・強化を図っていくことが必要とされる時代となっています。

※ ～減少に転じ：平成17年国勢調査確定値からの推計（総務省発表）

(3) 環境問題に対する意識の高まり

世界130以上の国々がひとつになって地球温暖化対策を進めていくための国際的な枠組みを定めた京都議定書が2005年2月に発効され、地球温暖化防止に向け、世界各国が動き出しました。企業活動では環境負荷の軽減に向けた取り組みが評価され、また、私たちの日常生活においても地球にやさしい生活への意識が根付きはじめています。

「21世紀は環境の世紀」といわれるように、環境問題は世界的規模で取り組むべき重要課題となっており、大企業から個人にいたるまで、それぞれのレベルでの積極的な取り組みが求められています。

(4) 安心・安全に対する関心の高まり

平成7年の阪神・淡路大震災を契機として人々の防災に対する意識は高まっています。また、犯罪形態も凶悪化、複雑化し、生命を脅かす事件も多発するなど、災害や犯罪に対する不安が以前にも増して増大してきました。

さらに、車社会の進展やインターネットの急速な普及などに伴い生活が便利になる一方で、これまで以上に事故やトラブルに巻き込まれる可能性が大きくなっています。

市民が安心して暮らすことができるよう、被害を未然に防ぐ、あるいは減少させるために地域社会全体で取り組んでいかなければなりません。

(5) 生活様式・価値観の多様化

高度経済成長期を経て得た物質的な充足感や生活水準の向上、情報化社会による情報量の増大などを背景に、物質的な豊かさの追求だけでなく、自然に対する価値の再評価や家族関係のあり方、地域社会の見直し、男女平等意識の高まりなど、これまでの価値観や生活様式が多様化してきています。一方で、地域あるいは個人、企業間での競争による「格差」が顕著化する時代ともなっています。

価値観の多様化を認め合う社会の構築と生活様式の多様化に即したさま

ざまな対応が求められています。

（６）情報化・国際化の進展

情報技術の進展は、いまや企業活動だけでなく一人ひとりの生活に大きく影響を与えており、「情報」に対する人々の意識も変わってきています。また、情報化の進展に加え、かねてからの技術革新などにより、人、物資、資本、情報の流通量および移動範囲が飛躍的に増大しており、産業・経済分野のみならず、個人の交流活動や消費活動においても国際化が大きく進展しています。

基盤整備や産業振興、交流促進をはじめ、さまざまな分野において、情報化・国際化の進展に対応した取り組みが必要となっています。

（７）まちづくりに対する意識の変化

自治体運営に対する市民の関心も高まり、行財政の適切な運営に対し厳しい目が向けられるようになりました。その一方で、自らがまちづくりの担い手として参画する動きも活発になり、さまざまな分野で活躍する市民団体なども増えつつあるほか、「団塊の世代」をはじめ多くの方々がその能力や知識、経験を生かし、活躍の場を「地域」に広げていくことに期待が寄せられています。

まちづくりにおける行政の役割を再検討し、多様化するニーズや地域課題の解決に向け、いかに市民と協働していけるかがまちづくりの大きな鍵となっています。

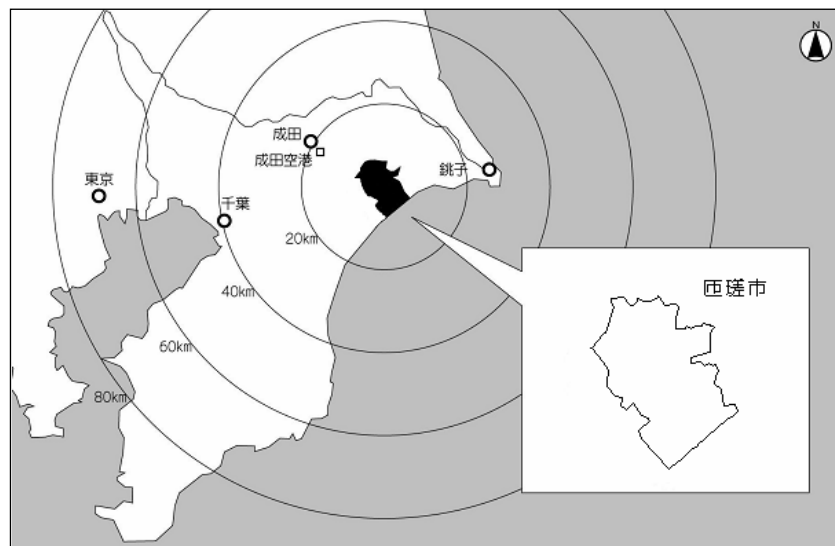
第2項 匝瑳市の特性

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70 k m圏内、千葉市から約40 k m、成田空港からは約20 k mの距離にあります。北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接しています。東西が約12.5 k m、南北が約15 k mで、総面積は約101.78 k m²です。

南部に白砂青松の砂浜が続く九十九里海岸があり、市の主要部分は、平坦地で土地改良により整地された広大な田園地帯となっています。北部は下総台地の緩やかな丘陵地帯となっています。

気候は、夏涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温14～15度、年間降水量は約1,350ミリメートルと過ごしやすい地域という特色をもっています。



(2) 人口・世帯

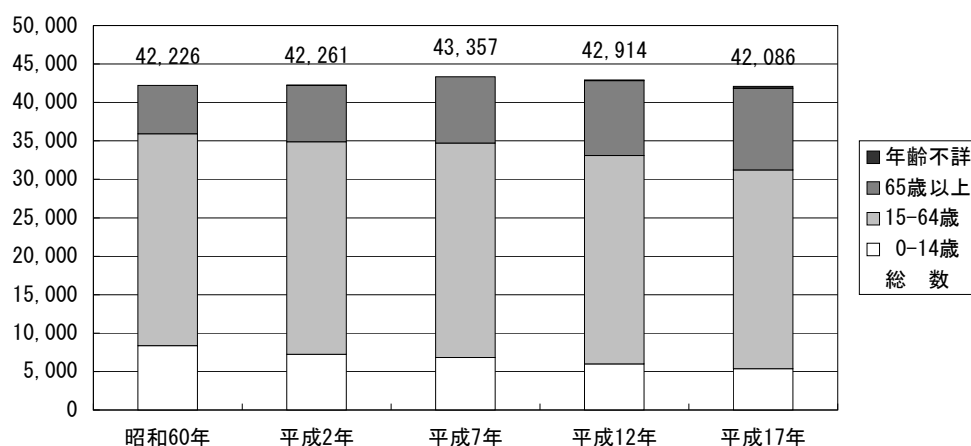
[人 口]

5年ごとの国勢調査の結果でみると、昭和60年から平成7年まで増加を続けていましたが、平成12年から減少に転じました。平成17年の国勢調査での本市の人口は42,086人で、ピーク時の平成7年と比較すると2.9%減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年から減少し続け、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに大きく減少しています。一方、老年人口（65歳以上）が増加し続けており、平成17年には高齢化率が25.2%まで上昇しており、県や全国と比べてもその割合が高くなっています。

図表-1. 人口の推移

単位：人、%



	S60	H2	H7	H12	H17			
					人口	割合	千葉県	全国
総 数	42,226	42,261	43,357	42,914	42,086	100.0	6,056,462	127,767,994
0-14歳	8,354	7,262	6,822	5,980	5,357	12.7	13.5	13.7
15-64歳	27,568	27,644	27,883	27,101	25,851	61.4	68.6	65.8
65歳以上	6,304	7,295	8,652	9,753	10,618	25.2	17.5	20.1
年齢不詳	0	60	0	80	260	0.6	0.4	0.4

資料：国勢調査

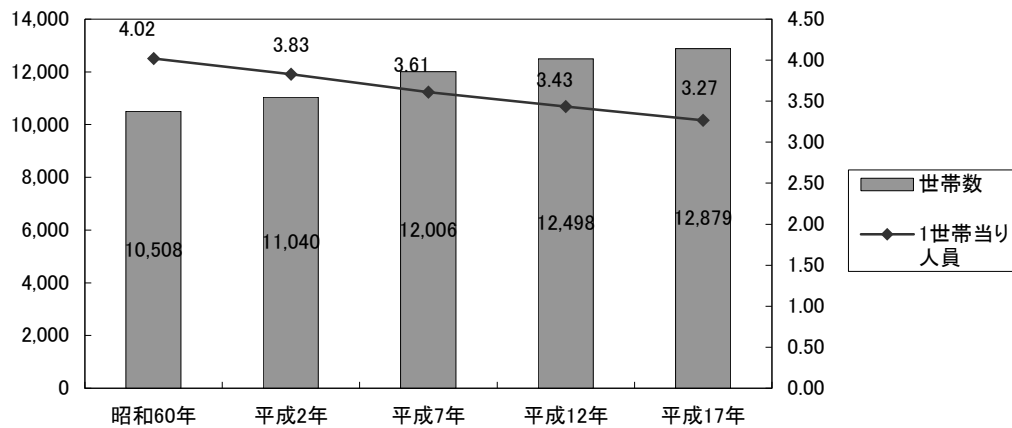
[世 帯]

世帯数は昭和60年から増加し続けており、平成17年までの20年間で2,371世帯、22.6%増となっています。

1世帯当りの人員は一貫して減少傾向にあります。平成17年には1世帯当り3.27人まで減少しており、核家族化の進展がうかがえますが、県や全国と比べると世帯人員が多くなっています。

図表-2. 世帯数・1世帯当り人員の推移

単位：世帯



	S60	H2	H7	H12	H17		
					匝瑳市	千葉県	全国
世帯数	10,508	11,040	12,006	12,498	12,879	6,056,462	49,566,305
1世帯当り人員	4.02	3.83	3.61	3.43	3.27	2.58	2.55

資料：国勢調査

(3) 産業構造

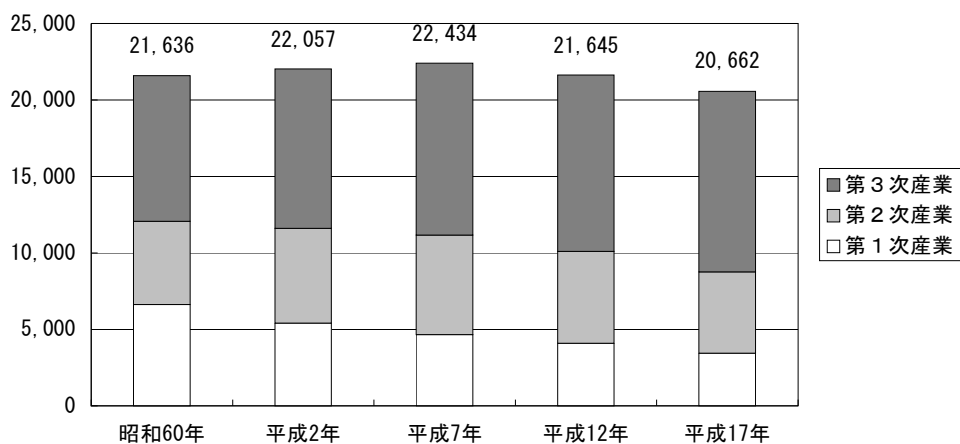
[就業人口]

本市の就業人口は、昭和60年から平成7年までは緩やかに増加してきましたが、平成12年から減少に転じています。

また、国勢調査による産業従事者別人口により本市の産業構造をみると、第1次産業が16.7%、第2次産業が25.7%、第3次産業が57.1%となっています。主要な産業である第1次産業の就業者は年々減少し、代わって第3次産業の割合が増加しています。

図表-3. 産業別就業人口の推移

単位：人



	S60	H2	H7	H12	H17			
					人口	割合	千葉県	全国
就業人口	21,636	22,057	22,434	21,645	20,662	100.0	2,948,581	61,505,973
第1次産業	6,633	5,419	4,657	4,095	3,451	16.7	3.7	4.8
第2次産業	5,428	6,200	6,508	6,001	5,315	25.7	21.7	26.1
第3次産業	9,526	10,420	11,244	11,538	11,793	57.1	72.0	67.2
分類不能	49	18	25	11	103	0.5	2.6	1.9

注) 割合については、小数点2位以下を四捨五入して算出しており、合計が100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

[各産業の状況]

本市の各産業の状況をみると、農家数が2,600戸、農業従事者数8,809人と多く、農業が本市の主要な産業となっています。

また、商業では、商店数が686店、従業員数が3,784人、年間商品販売額は7,211千万円、工業では、事業所数が92事業所、従業員数が2,316人、製造品出荷額が5,453千万円となっています。

図表-4. 各産業の状況

農業	農家数	2,600戸	従事者数	8,809人	農業粗生産額	1,327千万円
水産業	経営体数	個人37 団体2	就業者数	123人	-	-
商業	商店数	685店	従業員数	3,784人	商品販売額	7,211千万円
工業	事業所数	92事業所	従業員数	2,316人	製造品出荷額	5,453千万円

資料：農業 平成17年農林業センサスおよび平成16年千葉県生産農業所得統計

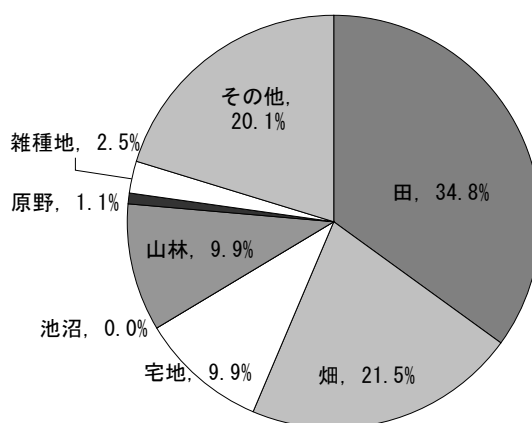
水産業 平成15年漁業センサス

商業 平成16年商業統計調査 工業 平成16年工業統計調査

(4) 土地利用

土地利用の構成は、田34.8%、畑21.5%、宅地9.9%、山林9.9%となっています。県や県内市部と比べて田や畑の割合が高く、宅地や山林の割合が低くなっています。

図表-5. 土地利用の状況（平成17年）



単位：ha、%

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	10,178	3,543	2,193	1,013	5	1,007	117	256	2,045
割合	100%	34.8	21.5	9.9	0.0	9.9	1.1	2.5	20.1
千葉県	100%	17.0	12.6	14.4	0.2	20.5	2.7	7.0	25.5
市部	100%	14.2	12.2	17.9	0.1	19.0	2.1	7.7	26.7

資料：統計そうさ、千葉県統計年鑑

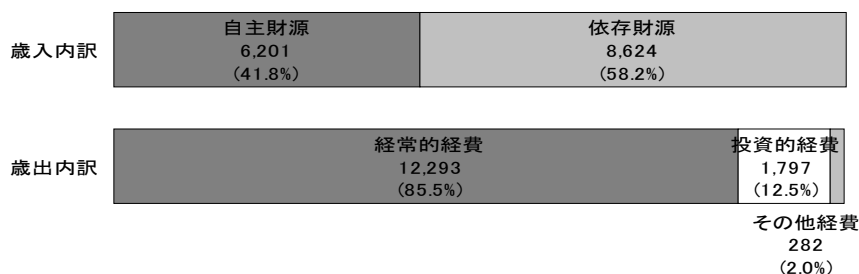
(5) 財政状況

[歳入・歳出]

本市の平成17年度一般会計の歳入は、地方税や使用料などの自主財源に乏しく、地方交付税や国・県支出金、地方債などの財源に依存しなければならぬ構造となっています。また、歳出では、扶助費、物件費、補助費などの経常的経費の増加が続いており、歳出に占める割合も85.5%と硬直化が進んでいます。

図表-6. 歳入・歳出構造

単位：百万円



資料：平成17年度一般会計決算

[財政指標]

財政の状況を示す財政指標をみると、経常収支比率※が年々増加し、平成17年度には99.9%と、財政運営の弾力性が失われています。また、地方債残高が年々増加する一方、基金残高が減ってきており、厳しい財政状況となっています。

図表-7. 財政指標の推移

	単位	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	類似団体 (I-I)
実質収支	千円	626,068	694,074	757,906	577,248	431,198	775,174
経常収支比率	%	87.0	89.7	91.0	96.8	99.9	91.0
公債費負担比率	%	15.9	15.3	15.9	16.1	15.1	15.1
財政力指数	-	0.43	0.44	0.45	0.47	0.49	0.40
地方債現在高	百万円	13,436	13,511	13,788	13,758	14,077	21,101
基金現在高	百万円	3,032	2,786	2,340	2,090	1,501	2,586

資料：地方財政状況調査

※ 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費の義務的経費に、市町村税、地方交付税などの一般財源がどの程度充当されているかをみるもの。自治体の財政構造の弾力性を判断する指標となる。

第3項 匠瑳市の主要課題

(1) 少子高齢化への対応

平成17年の国勢調査によると、本市の高齢化率は25.8%と県（17.5%）や全国平均（20.1%）と比べても高く、年少人口も年々減少し続けており、他の地域と比べ早いペースで少子高齢化が進展しています。少子高齢化がもたらす社会的影響として労働力不足による地域産業の停滞や社会保障費の増大、家族形態の変化や子どもの教育環境などさまざまな分野での影響が考えられ、こうした課題に対応したまちづくりを進めなければなりません。

少子化に歯止めをかけるためにも、地域全体で子どもたちを育てるまちづくりを推進するとともに、女性や若者が安心して働き続けることのできる場を確保していく必要があります。また、学区再編と学校統合など、少子化に対応した教育環境づくりも大きな課題です。

さらに、地域の貴重な財産である高齢者が増加することから、まちづくりへの参画を促進し、その知識と能力が十分に生かされる場を積極的に創出していくことも重要な課題です。

(2) にぎわいの創出

産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中、本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、商品販売額の伸び悩みなど、地域全体の活気向上に有効な方策が見出せないまま、農家数の減少を始め、事業所や商店も減少しています。本市産業の維持・発展のためには、農林水産業と商工業、観光業の連携を進めながら、首都圏、成田空港からのアクセス条件や自然・文化など地域特性を生かした魅力ある産業振興が必要となっています。

また、活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくりを推進していくためには、中心市街地の活性化や道路網の整備、公共交通機関の充実を図り、さらには観光業の活性化や各種イベントなどを通じて地域内外の交流人口を増加させ

ることも重要な課題となります。

(3) 環境の保全

本市は、九十九里海岸の美しい海とみどり豊かな自然環境に恵まれており、もっとも自慢できるものの一つとなっています。一方で、野焼きや荒廃地の拡大、不法投棄など環境に関するさまざまな問題にも直面しており、自然環境の保護は本市の主要な課題となっています。

美しい自然環境を守るために、市民一人ひとりの環境保護に対する意識の醸成と積極的な行動を促しながら、ごみの減量化・再資源化、産業廃棄物不法投棄の監視の他、生活排水の浄化や循環型社会をめざした環境にやさしい取り組みを推進していかなければなりません。

(4) やさしく安心・安全な生活環境づくり

本市では、近年、大きな災害による被害がほとんどなく、人口あたりの犯罪件数が少ない反面、市民の防災・防犯に対する意識の低下が懸念されています。防災・防犯意識の啓発や消防・救急体制の充実を推進する一方、近い将来発生が予想されている大規模災害に備えた防災施設の整備や危機管理体制を確立し、市民の生命と財産を地域全体で守るための体制強化が必要です。

また、市民の多くは現在の医療体制に不安を感じています。市民病院の医療従事者確保および一般診療所との連携強化、休日や夜間の救急医療体制の確立など、安心できる医療体制の充実が求められています。

さらに、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、すべての市民が安心して本市で暮らし続けていくためには、ユニバーサルデザインの視点による生活空間のバリアフリー化を進めるとともに、個々のニーズを的確に把握し、それぞれの特性に応じた支援を地域全体で進めていく必要があります。

(5) 「地域力」の強化

本市では、昔ながらのコミュニティを基盤とした活動や取り組みがなされており、比較的連帯感の強い地域でもあります。こうした特徴を生かし、既

存施設を活用しながら、さらなる地域活動の活性化を図るとともに、各活動組織をはじめ、市民、企業などとの連携を促進し、地域の課題に対し地域全体で取り組み、解決していくことのできるまちづくりを推進していく必要があります。

また、学校と地域・家庭が連携しながら、未来を担う子どもたちを地域社会全体で育て、見守っていく環境づくりが求められているほか、これまで継承されてきた地域文化の一層の保存・継承なども、地域力の向上につながる取り組みとして必要です。

（６）行財政運営の健全化

本市の財政状況は、市税や地方交付税の伸びに期待できない中で、扶助費や物件費などの経常的経費が年々増加し、厳しい財政運営を強いられていることから、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

そのためにも、市税などの歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施など行財政改革を推進することにより、歳出を歳入に見合った規模に抑え、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図っていかなければなりません。

また、市民に対し、市政の積極的な情報公開や幅広い広聴活動、地域活動への参加促進などにより、市民と行政がまちづくりの課題を共有し、協働による本市らしいまちづくりの手法を確立していくことがこれからの課題です。

第2編

基本構想

第1章 まちづくりの基本的視点

本市のまちづくりに対する基本的な考え方として、以下の4つの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

視点1 市民の暮らしを重視したまちづくり

まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが幸せ・豊かさ・安らぎを実感しながら暮らし続けることができる環境をつくることであり、そのことがまちの持続的発展につながると考え、心の豊かさと暮らしやすさを大切に考えたまちづくりを進めます。

視点2 地域の個性を生かしたまちづくり

個性や多様性に価値観が認められる時代となった今、まちづくりにおいても、地域の個性を見出し、育て、まちの独自性として確立していくことが地方分権社会にふさわしいと考え、地域の個性を最大限に生かしたまちづくりを進めます。

視点3 市民との協働によるまちづくり

限られた資源の中で多様化・高度化する市民ニーズに対し、きめ細かなサービスを提供する手段としてのみならず、市民の力をまちづくりに生かすことそのものが、コミュニティを育てることにつながると考え、市民と行政との多様な協働によるまちづくりを進めます。

視点4 総合的施策によるまちづくり

市民の暮らしは、さまざまな要素によって形成されており、多面的な視点から分野横断的に施策を組み合わせながら展開していくことが目的達成への近道であると考え、本来の目的を見据えながら、施策の総合化による効果的かつ効率的なまちづくりを進めます。

第2章 めざす将来像

第1項 将来都市像

本市は、伝統文化と歴史が地域に息づき、九十九里海岸など優れた自然に恵まれています。このすばらしい自然や文化と共生しながら、市民が快適に安心して暮らせる元気なまちづくりを進める必要があります。

総合計画を推進するにあたり、めざす将来都市像を『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』と定め、まちづくりの基本的方向性を示すテーマとします。

『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』

「海」は、雄大な太平洋とあらゆる分野における本市の無限の発展性を表します。

「みどり」は、下総台地の広大な丘陵の緑と市街地を包み込む田園風景、それらが与える安らぎと恵みを表します。

「ひと」は、地域で生まれ育った人、他地域から移り住んできた人、さらには地域を離れた人、本市にかかわるすべての人をあらわすとともに、日々の営みや生産活動、交流（ふれあい）、そこから生まれる温もりを表します。

さんさんとした陽光の中、これらが一体となって豊かな歴史・文化を融合・調和させながら、伝統産業と新しい産業を連携させて活性化を図り、さらに、生活環境や福祉の充実を図るなど、多彩な魅力をもつ「活力あるまち」づくりを推進することを「はぐくむ」という言葉で表現しています。

第2項 基本目標

＜基本目標1＞

生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる （健康・福祉・医療分野）

すべての市民が生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくるために、健康・医療・福祉をはじめ各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる環境づくりに努め、生涯の各段階すべてにおいて健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、温暖な気候や豊かな自然、充実した拠点施設、元気な高齢者や団塊の世代などの人材、地域の連帯感など、本市の強みである地域資源を十分活用し、はぐくみながら、あたたかなふれあいと交流の中で高齢者や障害者などを見守り、地域で子どもを育てるまちづくりを進めます。

＜基本目標2＞

活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる （産業・経済分野）

活気に満ち、はつらつとしたまちづくりを進めるために、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図ります。

また、農林水産業と商工業、観光業の連携を促進しながら、それぞれの産業が地域間競争に勝ち抜く個性ある地域産業として育成・発展していくための支援の充実に努めるとともに、首都圏や海外への好アクセス条件を生かした企業誘致などを推進します。

さらに、魅力ある雇用・消費の場の創出と働きやすい職場環境に努めることで労働力の確保と消費活動の活性化につなげるなど、若者や女性、高齢者をはじめすべての市民が、いきいきと労働や生産活動などに参加し続けることのできるまちづくりを進めます。

＜基本目標 3＞

自然と共生し、快適で安全なまちをつくる （生活環境・都市建設分野）

本市の誇りである九十九里海岸や里山などのかけがえのない自然と共生し、かつ快適で安全なまちをつくるために、ごみ処理や生活排水のための基盤整備を継続的に推進するとともに、市民一人ひとりがリサイクルや不法投棄の防止などに積極的に取り組むための意識の醸成および市民活動支援の充実を図ります。

また、中心市街地の活性化や公共交通機関の充実といった都市機能の強化および都市基盤を計画的に整備することで、だれもが快適で暮らしやすく利便性の高い環境づくりを推進するとともに、災害や交通事故、犯罪などから市民の生命と財産、子どもの安全を守るため、関係機関の連携強化および情報共有の促進、自主活動組織の活性化を図るなど、地域ぐるみで取り組むまちづくりを推進します。

＜基本目標 4＞

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる （教育・交流分野）

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくるために、学校・地域・家庭がそれぞれの役割の中で連携し合いながら、さまざまな交流や体験を通して子どもたちの個性をはぐくむ教育環境づくりに努めるとともに、本市が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材などを十分活用しながら、生涯を通じて学習する意欲の向上と機会の提供を図ります。

また、地域の歴史や伝統的文化の継承および新たな文化の創造に向けた市民活動を積極的に支援し、世代間の交流促進と地域の個性をはぐくむ取り組みを促進するとともに、市民一人ひとりが年齢や性別などにかかわらず、お互いの個性と人権を尊重し、理解し合って、その人の能力や意欲が十分発揮される環境づくりを進めます。

＜基本目標 5＞

市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる （住民協働・行財政分野）

市民が主役となるまちづくりを推進していくために、市民と行政がさまざまな媒体や機会を通じて情報を共有し、まちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、市民と行政が一体となり共に考え、共に行動する体制づくりを推進するとともに、ボランティア活動の促進や地域活動団体への支援の充実など、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進します。

また、市の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めることにより、健全なまちづくりの推進と市民サービスの向上を図ります。

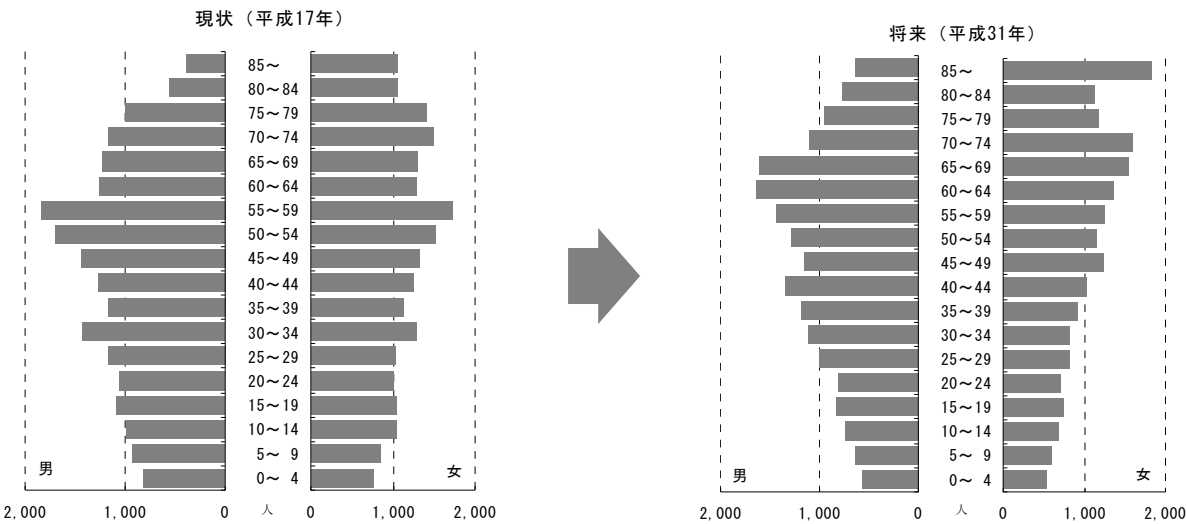
第3項 主要指標の推計

[人 口]

本市の人口は、計画の目標年度となる平成31年度には概ね38,000人になる見通しです。

年齢3区分別では、少子・高齢化がさらに進行し、年少人口（0～14歳）が全体の1割を割り込み、老年人口（65歳以上）が3割以上になると予測されます。

図表-8. 5歳ごと人口の推計



図表-9. 年齢3区分別人口の推計

	実績		推計					
	平成17年		平成22年		平成27年		平成31年	
総人口	42,086	割合	41,105	割合	39,507	割合	37,977	割合
0～14歳	5,357	12.7	4,764	11.6	4,151	10.5	3,769	9.9
15～64歳	25,851	61.4	25,418	61.8	23,649	59.9	21,842	57.5
65歳以上	10,618	25.2	10,923	26.6	11,706	29.6	12,366	32.6
年齢不詳	260	0.6	-	-	-	-	-	-

※推計は、コーホート変化率法により推計
実績は、平成17年国勢調査

[世 帯]

世帯数について、昭和60年から20年間の実績を基に推計すると、平成31年には13,445世帯まで増加する見通しです。また、1世帯当り人員は減少し続け、3人以下になると予測されます。

図表-10. 世帯数・1世帯当り人員の推計

	実績	推計		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
世帯数	12,879	13,049	13,283	13,445
1世帯当り人員	3.27	3.15	2.97	2.82

※推計は、回帰分析により推計
実績は、平成17年国勢調査

[就業人口]

就業人口について、昭和60年から20年間の実績を基に推計すると、平成31年には19,584人まで減少する見通しです。産業別では、特に第1次産業従事者および第2次産業従事者が減少し、全体に占める割合も低下すると予想される一方、第3次産業従事者は増加すると予測されます。

図表-11. 産業別就業人口の推計

	実績		推計					
	平成17年		平成22年		平成27年		平成31年	
就業人口	20,662	割合	20,311	割合	19,882	割合	19,584	割合
第1次産業	3,451	16.7	3,239	15.9	2,942	14.8	2,735	14.0
第2次産業	5,315	25.7	4,956	24.4	4,600	23.1	4,353	22.2
第3次産業	11,793	57.1	12,116	59.7	12,340	62.1	12,495	63.8

※推計は、回帰分析により推計
実績は、平成17年国勢調査

第4項 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地利用においては、自然環境との共生、公共の福祉の優先、まちの安全性と快適性、機能性の向上を基本とし、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めることとします。

〔都市的土地利用〕

地域の特性に十分配慮しながら、都市的基盤の整備を通じて、安心して快適に生活できる居住環境の創出と商業並びに工業の活性化を促進するよう機能的で利便性の高い都市的空間の形成を図ります。

〔自然的土地利用〕

里山としての山林や九十九里浜の景観など自然環境の保護を図りつつ、人々の憩いの場としてその活用を図ります。また、本市の基幹的産業である農業の発展のため、農地の集約化と優良農地の保全および適正な管理を進め、良好な生産環境を整備します。

(2) 市域整備の方向性

本市では、地理的な特性やまちづくりの展開の可能性から、地域を2つのエリアと、2つの軸を設け振興方策を定めます。

〔エリア別の整備方針〕

市域を地形的特徴から「里山・歴史交流エリア」、「田園の生産エリア」の2つのエリアと捉え、両エリアに存在する地域資源を活用したまちづくりをめざします。

【里山・歴史交流エリア】

市域北部の北総台地の丘陵部分を「里山・歴史交流エリア」として設定し、豊かな自然の保全を図るとともに、農業や畜産業、林業などの地域資源を生

かした、多彩な交流の場として活用を図ります。

【田園の生産エリア】

市域の平坦な農地部分を「田園の生産エリア」と設定し、広大な農業地域と太平洋に面した美しい海岸線を持つ恵まれた自然を生かし、生産機能の強化を図りながら、北部の里山・歴史交流エリアとも連携したグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムによる観光の振興を図ります。

【軸の整備方針】

地域発展の中心軸として「商業軸」と「海洋リゾート軸」の2つの軸を位置づけるとともに、歴史、文化、観光、スポーツ、医療などに関連する施設を、地域を構成する重要拠点と捉え、整備・振興を図ります。

【商業軸】

国道126号沿線は、大型店の進出により地域の商業の拠点となる核ができ、他地域に流出していた地域住民の消費向上が期待できることから、さらなる商店などの集積を図り、空洞化しがちであった既存商店街との連携による活性化を促進し、一体的な「商業軸」の形成を図ります。

【海洋リゾート軸】

九十九里浜を活用し、海浜観光施設の整備充実と、市内の歴史的観光資源や健康・スポーツ施設などとの連携によるネットワーク化を進めるとともに、海岸および海浜景観の保全、観光商業の集積を進め、海洋リゾート軸の形成を図ります。

第3章 施策の大綱

基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

施策 1-1 健康・生きがいつくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する正しい知識の習得と健康づくりに関する意識の啓発を推進します。また、地区リーダーを育成しながら、乳幼児から高齢者まで一貫した健康づくり・生きがいつくり活動が自主的に行われる支援体制を整備し、すべての市民が自分にあった取り組みを実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを推進します。

施策 1-2 高齢者福祉の充実

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた知識や技術、経験を生かすことのできる場の充実を図ります。

また、高齢者の介護を支える専門的人材を確保しながら、需要に応じた提供体制の確保と質の向上を図るとともに、高齢者一人ひとりのニーズの適確な把握に努め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策 1-3 障害者福祉の充実

障害への理解を深め、障害者に対する支援を充実するため、専門的人材の確保を図りながら、障害福祉サービス基盤の充実と就労や活動の場の拡大、地域で生活していくための支援の充実を進め、障害の有無にかかわらず、すべての人が自らの能力を十分発揮し、主体的に社会参加していくことのできる環境づくりを推進します。

施策 1-4 子育て・子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに対応した保育の充実や子どもの居場所づくり、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の整備・充実を推進します。また、専門的な人材を確保し、ひとり親家庭への支援などのほか、子育てを支えるさまざまな自主活動に対する支援の充実や市民同士がお互いに支え合う仕組みづくりとその活性化を図り、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

施策 1-5 医療体制の充実

地域の中核病院である国保匠瑤市民病院の医師や看護師など医療従事者の確保、施設や設備の充実と質の向上に努めます。また、広域的な医療連携及び身近な医療体制として在宅医療の充実を図るとともに、病院と診療所の連携促進および休日と夜間の救急医療体制の確立を図り、市民がいつでも信頼できる医療が受けられる医療体制の充実を図ります。

施策 1-6 地域福祉の推進

関係機関・組織などと連携しながら、地域福祉を推進するためのネットワークの構築を図るとともに、地域福祉を支えるボランティアなど人材の確保・育成を推進します。また、さまざまな人々が交流できる機会の充実や福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進を推進します。

基本目標２ 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

施策 2-1 農林水産業の活性化

農林水産業の生産性の向上および安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手育成および新規就業者の確保、生産法人に対する支援などを進めます。併せて、首都圏に向けた供給地としての積極的なPRや地産地消の推進、インターネットの利用などにより販路の拡大に努めます。特に、「日本一の植木のまち」を内外にアピールするとともに、技術者の育成を図り、植木産業の発展を推進します。

また、環境にやさしい農林水産業の推進や都市住民との交流、農村環境の保全に市民全体で取り組み、農林水産業の社会的役割の拡充と理解の促進を図ります。

施策 2-2 商工業の活性化

臨空ゾーンという優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上などを生かし、優良企業の誘致と国道126号沿線における良好な商業軸の形成を促進します。地元企業・商店については、商工会と連携を強化しながら、経営基盤の強化や設備投資、新しい事業展開に向けた取り組みに対する支援を図ります。また、市内外から集客可能な特徴ある利便性の高い商店街の形成の促進と活性化を進めます。

施策 2-3 観光の活性化

九十九里海岸をはじめ、地域の魅力ある観光資源の整備を図り、年間を通じた日帰り型観光を推進するとともに、他産業との連携を強化し、海とみどりを活用した滞在型観光を促進します。また、祇園祭など多くの祭りや民俗行事、歴史的な建造物、ふれあいパーク八日市場などの地域の貴重な資源を最大限に利活用し、都市住民との交流の活性化を図ります。

施策 2-4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出

農林水産業と商工業、観光の各分野および企業間を越えた連携強化を図り、地域の貴重な資源の活用や特産品の開発などにより、これまで育まれてきた産業基盤をさらに高付加価値化し、新たな地域の魅力を創出していくための取り組みを推進します。

また、少子高齢化や核家族化の進展、環境問題など、地域の新たな課題に対応する企業などの進出支援やNPO法人などによる経済活動を促進し、地域課題に向けた取り組みの推進と新たな雇用の創出を図ります。

基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取り組みの推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の構築を図ります。併せて、課題となっている廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取り組みなどを推進します。

施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備

関係機関、団体および企業などと連携しながら、国道126号沿線および八日市場駅周辺を中心とした商業・業務機能の集積促進と、都市景観に配慮したまちづくりを進め、地域の顔となる市街地の活性化を推進します。また、銚子連絡道路を核とした広域交通網および市内幹線道路の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関の充実を図り、人々が行き交い賑わいのある都市の形成を推進します。

施策 3-3 住環境の整備

公園や生活道路など都市基盤の計画的な整備を推進するとともに、市内に点在する歴史的建造物およびみどり豊かな里山や美しい海岸を保全し、利便性とやすらぎを兼ね備えた快適な住環境づくりを推進します。また、ユニバーサルデザインの視点による公共空間の整備を推進し、誰もが安心して暮らしていくことのできる住環境づくりを進めます。

施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進

地震や津波災害など、いざというときに迅速な対応がとれるよう危機管理体制の強化と防災意識の向上に向けた取り組みの充実を図るとともに、必要な情報が的確に提供される情報伝達体制の充実および海岸侵食や急傾斜地などの防災対策を推進します。また、関係機関や自主活動組織との連携を強化しながら、消防・防犯や交通安全に対する活発な活動を推進し、地域全体で市民の安全を守る体制づくりを進めます。

基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

施策 4-1 学校教育の充実

豊かな人間性と確かな学力を身につけ、柔軟な創造性を備えた人づくりを行うため、学校と家庭、地域社会との連携を進めるとともに、情報化・国際化および少子化の進展に対応した教育と一人ひとりの状況に応じたよりきめ細やかな指導および支援がなされる体制の強化を図ります。また、施設の整備、地域全体での見守り体制の充実、地元産物を利用した豊かな学校給食の供給など、子どもたちが安全かつ健全な教育環境で学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

市民のニーズを踏まえた各種の講座・学級・教室の充実、既存施設の有効活用、学校施設の開放により、生涯学習・生涯スポーツ環境の充実を図ります。また、リーダーや組織・団体の育成などに努め、市民が主体的に活動する生涯学習・生涯スポーツ社会の構築を促進します。

施策 4-3 地域文化の振興

市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、各種団体による自主的な芸術文化活動への支援や、優れた芸術文化および本市の文化財に接する機会の提供を図ります。また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護に努めます。

施策 4-4 コミュニティの育成と交流活動の促進

地域の連帯感のさらなる醸成と開かれた地域社会を築くため、コミュニティ施設の整備や各種事業の支援、組織の育成などを実施することにより、自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、市民の地域活動への参加促進を図ります。また、国際交流事業の活性化により、国際性豊かな人づくりを促進するとともに、地域の特性を生かしながら多彩な地域間交流を推進します。

施策 4-5 男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及・定着化を図り、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現を推進します。特に、家庭と仕事の両立を支援するため、男性も含めた働き方の見直しなどに関し、関係機関と連携しながら企業などに積極的に働きかけを行います。

基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

施策 5-1 まちづくり情報共有の推進

多様な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聴く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有していくことで、市民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら主体的に実践する地域づくりを進めます。

また、地域で活動するさまざまな組織との連携を図り、市民や団体、企業などが積極的にまちづくり活動に参加していく環境づくりを進めます。

施策 5-2 行財政運営の効率化・高度化

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営を図るため行財政改革に取り組み、真に必要な公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営の構築を図ります。また、情報通信技術を最大限に活用した電子自治体を推進し、様々な分野での市民サービス向上に取り組みます。

施策 5-3 広域行政の推進

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴うさまざまな行政需要や課題に対し、近隣自治体および国・県と連携しながら、効率的な事務事業の執行に努めます。

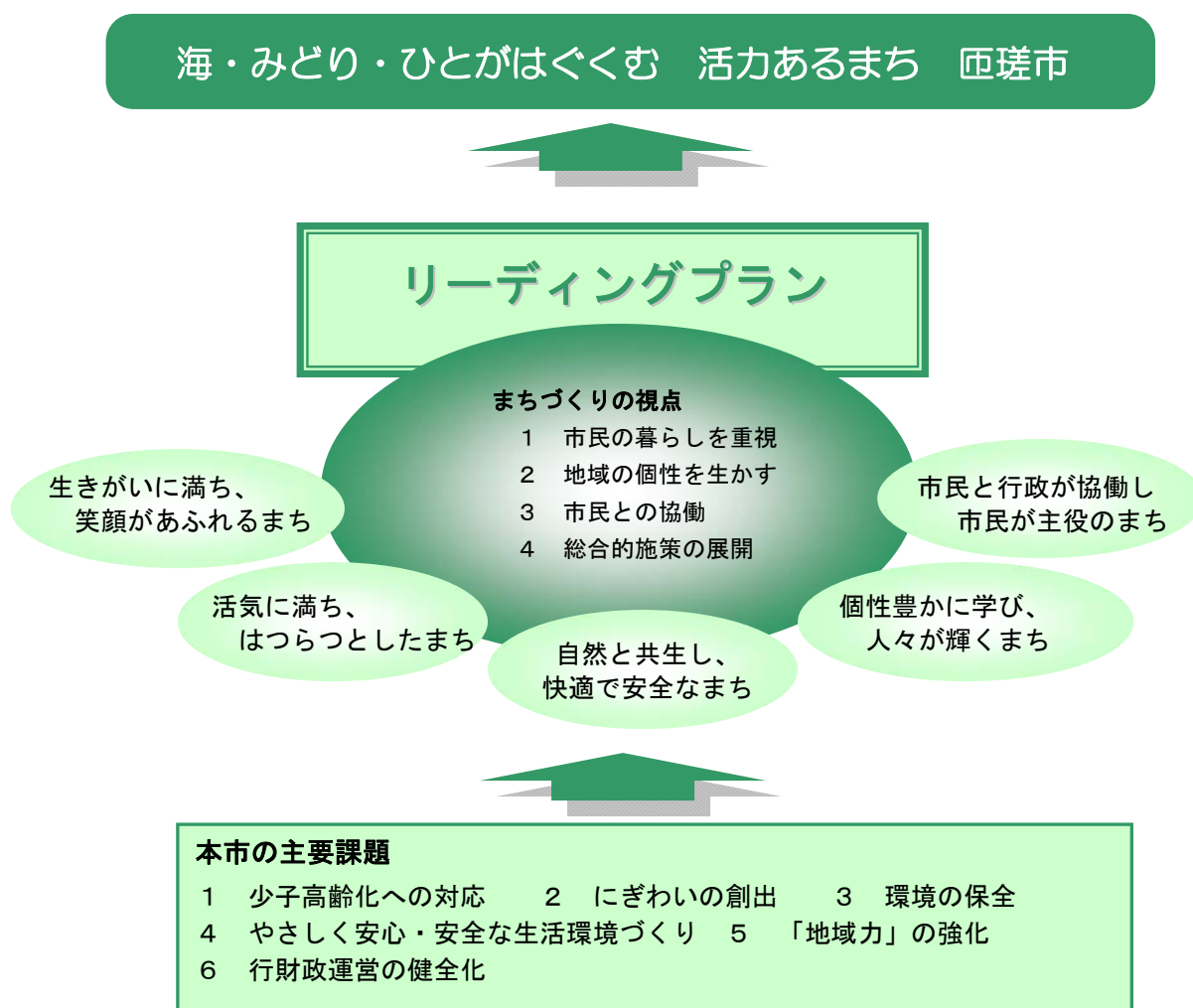
第3編

前期基本計画

第1章 リーディングプラン

基本構想では、めざす将来像として「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」を掲げました。その実現に向けた施策を推進するにあたり、本市が抱える主要課題に対応しつつ、優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として設定し、「まちづくりの基本的視点」を踏まえた分野横断的な取り組みによる効果的な施策の推進を図ります。

【リーディングプランの位置づけ】

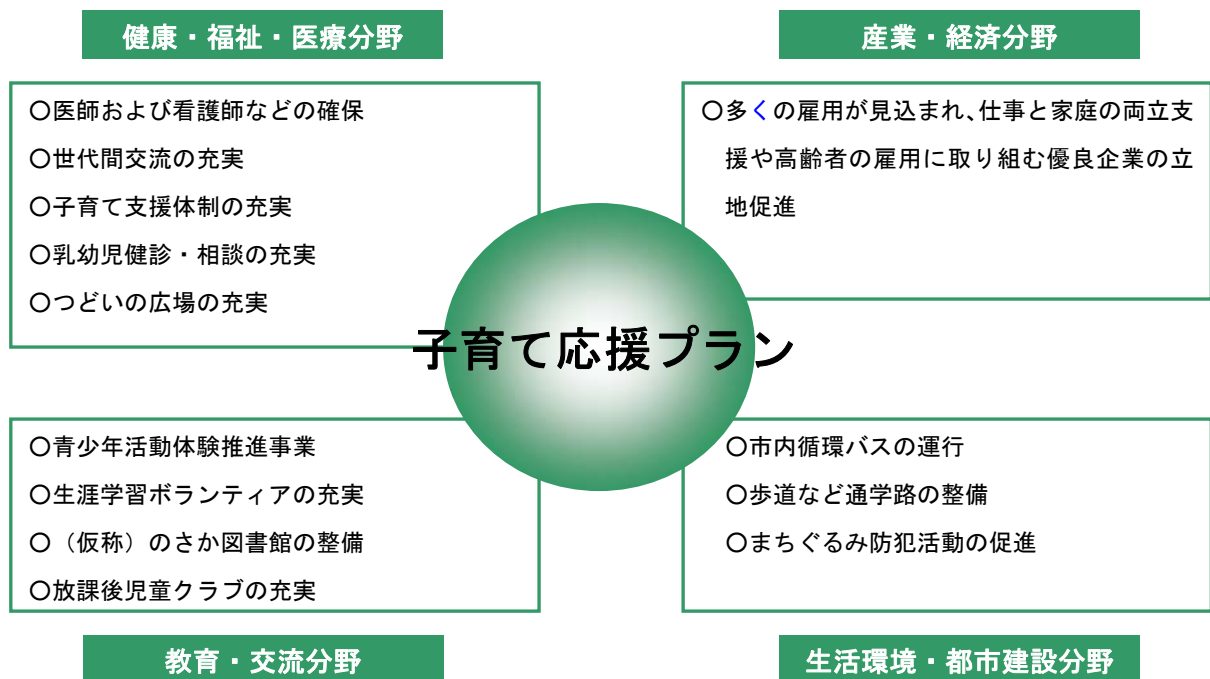


プラン 1 少子高齢化時代の子育て応援プラン

国や県の平均と比べ早いペースで少子高齢化が進行している本市においては、少子化に歯止めをかける一方で、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

安心して子どもを生み、育てていくことを地域全体が支援していく体制を整備していくために、保健、福祉、医療、教育、産業分野が連携しながら子どもの居場所の確保と適切な教育環境の整備、小児科医療体制の充実に力を入れていくとともに、優良企業の立地による雇用の確保と労働環境の充実を図り、魅力ある「働く場」を創出していきます。

さらに、元気高齢者に地域の子育てを応援していく役割を担っていただくために、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送ることができる環境づくりを推進しながら、保健、福祉、産業、教育の各分野において、長年培った経験や知識、技能を子どもや若者に継承していく場の充実を図ります。



プラン2 活気にあふれたにぎわい創出プラン

かつてのにぎわいを取り戻すには、人口増加や地域産業の発展とともに、人々が行き交い交流する「交流人口」の増加が必要です。

交流人口を増やすために、商業と観光業が連携しながら個性と魅力あふれる商店街づくりやイベントの創出を推進するとともに、福祉的視点からも空き店舗などを利用したコミュニケーションの拠点を設置するなど、さまざまな目的を持った人々が集い、交流する機能をもった市街地づくりを推進します。

また、市内外から気軽に訪れることができるよう、都市建設分野においてアクセスしやすい道路環境および公共交通機関の充実を図るとともに、楽しく安全に歩くことのできる環境を整備するため、環境、産業、都市建設分野の連携を図り、豊かな自然や歴史的建造物を生かした街並みづくりとあわせ、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

産業・経済分野

- 「日本有数の植木のまち」のPR
- 観光資源の整備と体験交流イベントの推進
- 歴史的建造物を生かした商業空間の形成
- 都市農村交流の推進
- 交流・活性化拠点の充実

生活環境・都市建設分野

- 都市計画道路・幹線道路の整備
- 中心市街地への都市機能の集積
- 公共交通機関の充実
- 公共施設・道路のバリアフリー化

にぎわい創出プラン

- 文化財などを活用したイベントの開催
- 文化財ガイドボランティアの育成
- 文化財の保全とPR

教育・交流分野

プラン3 豊かな自然を守る環境保全推進プラン

豊かな自然環境を守るためには、一人ひとりの「小さな行動」の積み重ねと地域ぐるみの「大きな行動」の両輪が必要です。

一人ひとりの環境保全に対する意識啓発と小さな行動の実践を促すため、生涯学習と健康づくりを兼ねた自然体験学習や環境美化活動を推進するとともに、産業分野との連携によるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを推進し、美しい里山や海岸の保全に対する意識の醸成を図ります。

環境分野において一般廃棄物処理施設の整備や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、産業分野において、環境にやさしい農業や事業者の環境保全に対する取り組みを推進します。

生活環境・都市建設分野

- 環境基本計画、地球温暖化防止計画の策定
- ごみの減量化・再資源化に向けた取り組みの推進
- 一般廃棄物処理施設整備の推進
- 合併処理浄化槽の設置推進

産業・経済分野

- グリーン、ブルー・ツーリズムの推進
- 環境保全に積極的に取り組む事業者、市民団体、企業への支援
- 資源循環型農業の推進

環境保全推進プラン

- 環境保全に関する学習機会の充実

教育・交流分野

プラン4 いざというときの安心・安全プラン

いざというときに生命や財産が守られ、平和に安心して暮らしていくことは、すべての市民の共通の願いです。

いざというときの備えとして、都市建設、教育、福祉分野において危険か所の把握および学校施設、福祉施設などの耐震化を推進するとともに、各分野の連携した取り組みにより、防災に関する意識啓発および知識の普及を図ります。

また、高齢者や障害者、子どもを地域ぐるみで守るために、医療、福祉、教育と消防・警察などの関係機関の連携により、災害時の援護体制や虐待等の早期発見・保護体制、子どもに対する犯罪等の見守り体制を構築していきます。

さらに、多くの市民が不安に感じている医療体制の強化を図るとともに、救急時の搬送・救命体制を強化していきます。

生活環境・都市建設分野

- 避難所・防災施設などの確保および機能強化
- 道路施設のバリアフリー化の推進
- 消防・防災体制の強化
- 災害時要援護者の把握
- 防災行政無線の整備
- 急傾斜地崩壊対策の充実

安心・安全プラン

- 学校施設耐震化の計画的な推進
- 防犯・防災知識の普及
- 学校内での犯罪・事故防止に向けた取り組みの推進

教育・交流分野

- 緊急通報体制の充実
- 高齢者虐待防止ネットワークの充実
- 要保護児童対策地域協議会
- 救急医療体制の強化

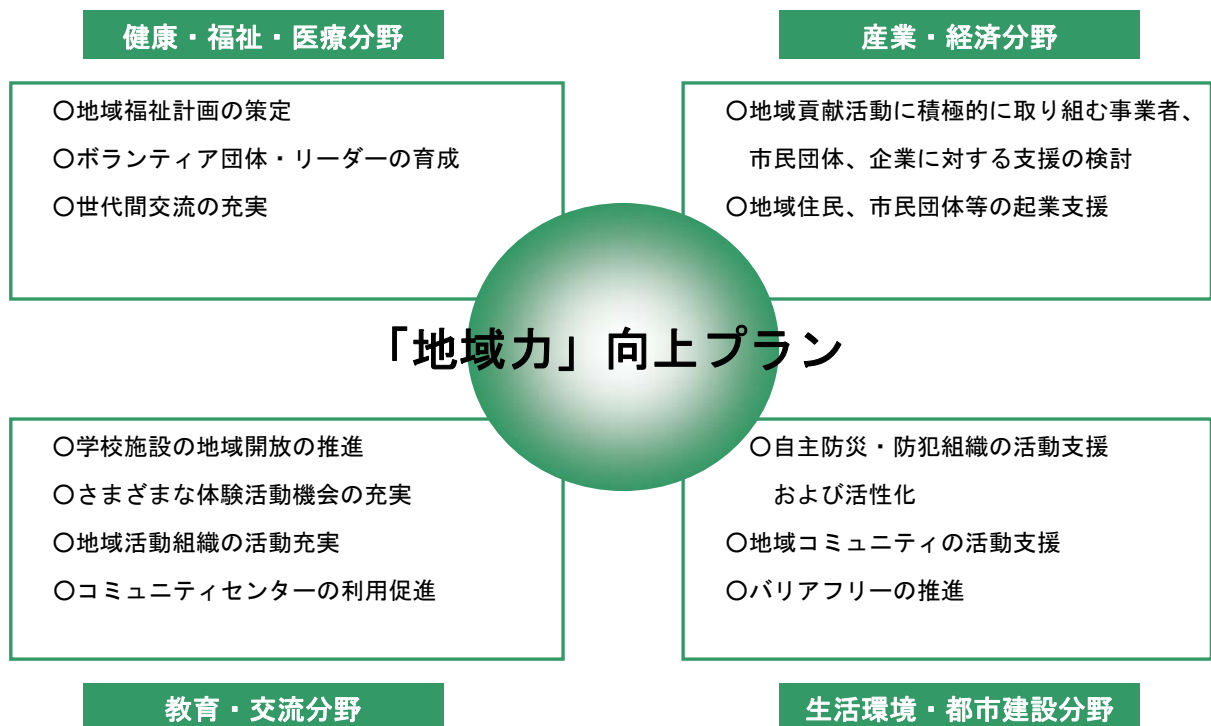
健康・福祉・医療分野

プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン

近隣関係の希薄化や価値観の多様化が進むなか、地域が抱える課題を解決していくためには、「地域力」の向上が欠かせません。

町内会・自治会など、伝統的なコミュニティを生かした取り組みを推進する一方で、ボランティア・市民活動団体やNPO法人など、特定の目的を持ったコミュニティの育成を図りつつ、事業者の地域貢献を促進していくことで、まさに地域が一丸となって地域課題に取り組むネットワークの形成を推進します。

特に、計画期間において多くの人が職業生活から地域生活へと移行することが期待される「団塊の世代」に対し、地域での自主的な活動支援および地域の活躍の場を創出することにより、地域活動の活性化を図ります。



プラン6 持続可能な行財政運営健全化プラン

将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図っていくためには、全庁が一丸となって歳入の確保と事業の重点化・効率化、徹底した経費の節減を図るとともに、市民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。

各分野の連携による効果的・重点的な事業実施を推進するために、目的と成果を明確にした行政評価システムを構築・推進するとともに、職員の資質の向上および地域課題に柔軟に対応できる組織機構の構築を図ります。

また、行財政運営の透明化と情報共有および市民参画・協働の仕組みづくりを推進しながら、健康・福祉、環境、教育・交流の各分野で活動する地域活動組織・人材を育成し、関係機関や民間事業者も含めたまちづくりを推進します。

行財政運営健全化プラン

○行政評価による事務事業の合理化および重点的な実施

○システム化による情報共有と業務効率化の推進

○行政手続等オンライン化の推進

○職員の資質向上と定員管理の徹底

○協働指針・マニュアルの策定

○行財政運営に関する情報提供・公開の推進

行財政運営分野

第2章 施策の展開

基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 施策 1-1 健康・生きがいつくりの推進 | 施策 1-4 子育て・子育て支援の充実 |
| 施策 1-2 高齢者福祉の充実 | 施策 1-5 医療体制の充実 |
| 施策 1-3 障害者福祉の充実 | 施策 1-6 地域福祉の推進 |

基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 施策 2-1 農林水産業の活性化 | 施策 2-3 観光の活性化 |
| 施策 2-2 商工業の活性化 | 施策 2-4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出 |

基本目標3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成 | 施策 3-3 住環境の整備 |
| 施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備 | 施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進 |

基本目標4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 施策 4-1 学校教育の充実 | 施策 4-4 コミュニティの育成と交流活動の促進 |
| 施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進 | 施策 4-5 男女共同参画の促進 |
| 施策 4-3 地域文化の振興 | |

基本目標5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

- | | |
|----------------------|----------------|
| 施策 5-1 まちづくり情報共有の推進 | 施策 5-3 広域行政の推進 |
| 施策 5-2 行財政運営の効率化・高度化 | |

基本目標 1

生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

(健康・福祉・医療分野)

施策 1－1 健康・生きがいつくりの推進

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1-1-1 健康管理意識の普及 | 1-1-3 生活習慣病・感染症予防対策の充実 |
| 1-1-2 相談支援体制の充実 | 1-1-4 自主的な健康づくり活動の促進 |

施策 1－2 高齢者福祉の充実

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1-2-1 活躍の場と生きがいの創出 | 1-2-4 介護・福祉サービスの充実 |
| 1-2-2 介護予防の推進と自立支援 | 1-2-5 高齢者の尊厳の保持 |
| 1-2-3 ケアマネジメント・相談体制の充実 | 1-2-6 介護・福祉を担う人材の確保 |

施策 1－3 障害者福祉の充実

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1-3-1 生活支援サービスの充実 | 1-3-4 療育体制の充実 |
| 1-3-2 相互理解の促進 | 1-3-5 障害者の自立・社会参加の促進 |
| 1-3-3 リハビリテーションの充実 | |

施策 1－4 子育て・子育て支援の充実

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1-4-1 子育て支援体制の充実 | 1-4-3 仕事と家庭の両立支援の充実 |
| 1-4-2 子どもの居場所づくりの推進 | 1-4-4 子どもの人権擁護 |

施策 1－5 医療体制の充実

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1-5-1 匝瑳市民病院の機能強化 | 1-5-3 病診連携および近隣医療機関との連携強化 |
| 1-5-2 身近な医療体制の充実 | |

施策 1－6 地域福祉の推進

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1-6-1 福祉意識の醸成 | 1-6-4 関係機関の連携強化 |
| 1-6-2 参加しやすい活動機会の充実 | 1-6-5 低所得者等に対する支援の充実 |
| 1-6-3 地域福祉を支える人材の確保 | |

施策 1-1 健康・生きがいのづくりの推進

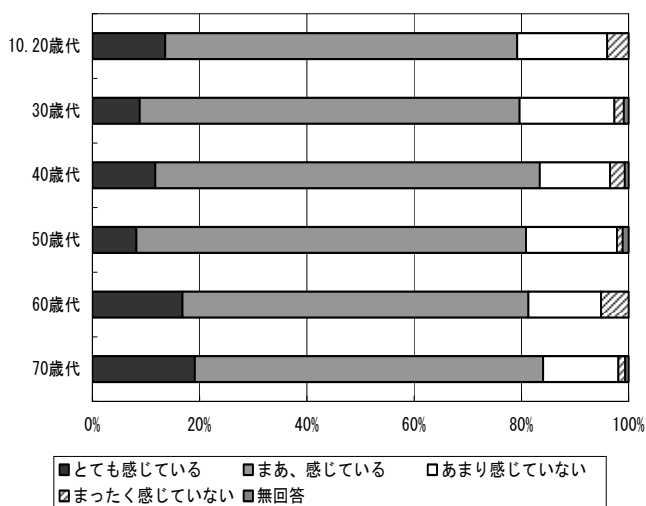
施策推進の背景と課題

近年の医療技術の進歩や生活水準の向上等により、わが国の平均寿命は男性 79.0 歳、女性 85.8 歳（平成 18 年度）で、世界最高水準に達しています。本市においては、「健康である」と感じている市民は 8 割を超え、特に高齢者の健康感が高いなど、元気高齢者が多い地域であることが特徴となっています。

一方、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患等が死因の多くを占めるようになり、日常の運動や食事などの生活習慣が健康づくりの大きな要素となっていることから、若い時期から健康に対する意識を持ち、いつまでも生きがいを持って暮らしていくことのできる環境づくりに向けた取組が求められています。

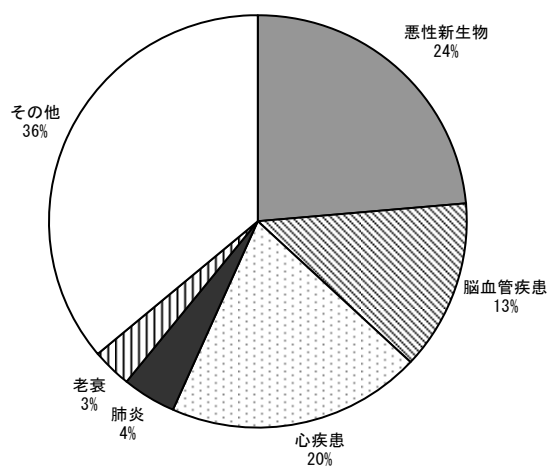
健康意識の向上への取組の充実や、地域差のある地域の自主活動の促進とともに、保健師をはじめ専門職の確保と関係機関の連携強化を図り、生涯を通じたきめ細かな保健指導がなされる体制づくりが課題となっています。

■現在、健康的な生活を送れていると感じている人の割合



(H18 市民意識調査)

■死因別死亡者数の割合



(千葉県海匝健康福祉センター事業年報 H17)

施策の展開

1-1-1 健康管理意識の普及

一人ひとりが自らの健康状態について知ることができ、健康に関する正しい知識を得ることができる機会の充実を図り、健康管理意識の普及に努めます。

■取り組み内容

- 受診の意義の啓発を図りながら、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査、検診の実施に努めます。
- 自己管理の必要性に対する認識の向上を図るため、個別性を重視したきめ細かな事後指導を推進します。
- 市民が健康に対する正しい知識を習得できるよう、健康教育・健康教室の充実に努めます。
- 健康意識の向上を図るため、医療機関や関係団体等と連携しながら、健康づくりに関する啓発事業の充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
健康な生活が送れていると感じている市民の割合	80.8%	
健康診査受診率	38.5%	61%
乳幼児健診受診率	93.9%	100%

1-1-2 相談支援体制の充実

乳幼児から思春期、妊娠・出産、成人、高齢期に至るまで、健康について生涯を通じて一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の強化を図ります。

■取り組み内容

- 健康に対する不安解消やセルフケア能力の向上を図るため、健康相談、訪問指導、各種健診などにおいて専門スタッフによる質の高い相談支援を行います。
- 保健師・管理栄養士・歯科衛生士等、専門的人材を確保し、きめ細かな相談に応じることのできる体制の整備に努めます。
- 保健・医療・福祉の連携による総合相談支援ネットワークを構築し、相互の情報共有による一貫した相談支援を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
健康相談開催回数	１８０回	２００回

1-1-3 生活習慣病・感染症予防対策の充実

生活習慣病や感染症などの疾病の早期発見・早期治療を促進します。また、生活習慣病予防対策として食生活の改善に向けた取り組みを推進します。

■取り組み内容

- 生活習慣病や各種疾病の早期発見のため、健康診査事業を実施するとともに訪問指導など事後指導を行い市民の健康管理と健康増進を主眼として推進します。
- 医療費・疾病・生活習慣病等の分析を行い、メタボリックシンドロームの減少に向け、状態に応じた効果の高い保健指導・食事指導を行います。
- 生活習慣病および各種疾病の早期発見を図るため、がん検診、胸部検診、肝炎検診の受診勧奨および内容の充実を図ります。
- 感染症を予防するため、予防接種の促進を図るとともに、カゼ・インフルエンザなどに関する情報提供の充実に努めます。
- 生活習慣病の予防を図るため、食生活改善に向けた取り組みや効果の実証されているプログラムを使用した運動教室を実施します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
がん検診受診率	１３．５％	２５％
メタボリックシンドローム出現率	１９．８％	１５％

1-1-4 自主的な健康づくり活動の促進

健康づくりに向けた取り組みの定着と意識啓発を図るとともに、自主的な活動に発展していくよう地区リーダーの育成と各種団体の活動支援の充実に努めます。

■取り組み内容

- 自主的な健康づくり活動を促進するため、在宅介護支援センターおよび地域包括支援センターと連携しながら、各地区での自主的な活動を支援します。
- 自主的な健康づくり活動の活性化を図るため、保健推進員・ヘルスサポーターの育成に努めます。
- 地域の自然や歴史遺産を楽しみながら歩くことのできるウォーキングコースの設定など、手軽に健康づくりができる環境を整備します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
保健推進員研修会開催回数	6回	6回

主な実施事業

■各種健康診査・委託健康診査事業
■健康教育・健康相談・訪問指導
■各種がん検診・肝炎検診事業・短期人間ドック事業
■思春期保健事業
■食生活改善推進事業
■特定健診事業
■予防接種事業
■学校保健会によるカゼ・インフルエンザ感染情報事業
■市町村保健対策推進事業

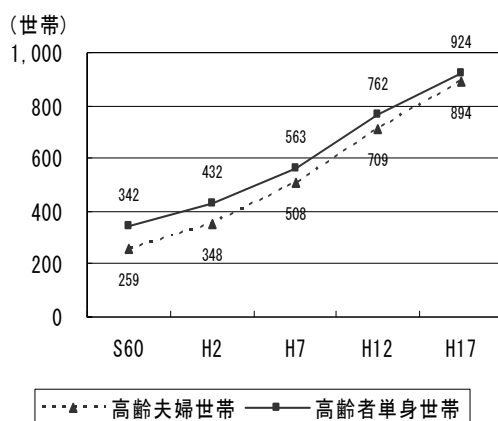
施策 1-2 高齢者福祉の充実

施策推進の背景と課題

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても高齢化率が25.2%（平成17年国勢調査）と、4人に1人以上が高齢者という状況となっています。このような人口構造の変化に対応していくためには、できるだけ「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが大変重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

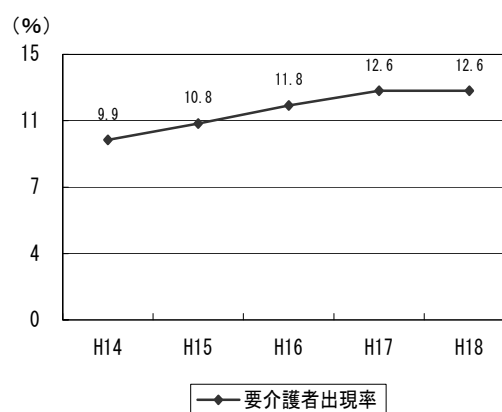
一方で、核家族化の進展や高齢者のみ世帯の増加により、家族による「介護力」が低下してきているなか、要介護者の出現率も上昇傾向にあり、介護が必要な高齢者を地域全体で支えていく体制の強化が求められています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、関係機関や事業所などとの連携を強化し、介護を支える人材を確保しながら、多様な介護・福祉ニーズに対応できる本市にあった支援体制づくりを推進していく必要があります。

■ 高齢者のみ世帯の推移



(国勢調査)

■ 要介護者出現率の推移



(介護保険事業状況報告年報)

施策の展開

1-2-1 活躍の場と生きがいの創出

これまで培った豊富な知識や経験、技能などを発揮する場の創出および自らの体力や志向に応じた生きがい活動・交流の場の充実を図ります。

■取り組み内容

- 長年培ってきた経験や知識、技術を活かす就労機会の確保に努めます。
- 老人クラブに対し、活動の場の提供および活動費の助成などの支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 子どもや青少年、子育て世代など世代間で交流できる機会の充実を図ります。
- 学校教育や生涯学習等へボランティア講師として派遣する「生涯学習ボランティア」を充実し、高齢者の登録を促進します。
- さまざまな機会や媒体を活用しながら、ボランティア・市民活動への参加促進を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
高齢者にとって暮らしやすい地域だと思ふ市民の割合	4 6 . 0 %	
生涯学習ボランティア 高齢者登録人数	3 2 9 人	

1-2-2 介護予防の推進と自立支援

要介護状態への移行を未然に防ぐため、支援が必要な高齢者を的確に把握しながら、目標志向型のケアマネジメントおよびサービス提供を実施します。

■取り組み内容

- 介護予防が必要な高齢者の把握に努めながら、地域支援事業および予防給付による介護予防の充実に努めます。
- 地域包括支援センターにおいて、介護予防に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
介護予防事業参加者数	２２人	１００人

1-2-3 ケアマネジメント・相談体制の充実

さまざまな機会を通じて支援が必要な高齢者の状況把握に努めるとともに、一人ひとりの状態に応じた適切なケアマネジメントおよび相談体制の充実を図ります。

■取り組み内容

- 利用者が質の高いサービスを受けられるよう、ケアマネジャーの確保と資質の向上の支援に努めます。
- ケアマネジメントの後方支援として、地域のケアマネジャーに対する相談・指導および困難事例に対する助言などを行います。
- 地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターにおいて、高齢者や介護家族の総合的な相談に応じます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
ケアマネジャーに対する指導・助言件数	１００件	１５０件
地域包括支援センターにおける相談件数	３２９件	４９３件

1-2-4 介護・福祉サービスの充実

利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保および質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

■取り組み内容

- 保健・福祉・医療・介護保険制度の連携により、高齢者の自立支援と包括的ケア、介護体制の確立を図ります。
- 介護支援専門員会議やサービス担当者会議を定期的に行い、サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者が安心して生活できる場を確保するため、施設サービスの充実を図ります。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスをはじめ在宅サービスの充実に努めます。
- 認知症高齢者をもつ家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら相談体制の充実および家族同士の交流促進を図ります。
- 高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及を図るとともに、身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 誰もが安心して介護サービスを受けることができるよう、低所得者対策の充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
地域密着型サービス提供事業所数	４か所	１３か所

1-2-5 高齢者の尊厳の保持

認知症高齢者などの尊厳を守るため、高齢者の虐待防止および早期発見に向けた取り組みの充実を図ります。また権利擁護に関する相談・情報提供の充実に努めます。

■取り組み内容

- 高齢者虐待防止および早期発見に向け、関係機関によるネットワーク構築を図ります。
- 権利擁護に関する相談窓口の充実に努めるとともに、成年後見制度の周知および利用促進を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
高齢者虐待防止ネットワークの早期構築	－	構築
成年後見制度相談件数	４件	２０件

1-2-6 介護・福祉を担う人材の確保

関係機関や地域活動団体などと連携しながら、専門的人材やボランティアなど介護・福祉を担う人材を育成・確保し、地域全体で支える体制の強化を図ります。

■取り組み内容

- 高齢者の介護予防活動や社会参加を援助するボランティア・市民活動団体・NPO法人などの活動支援の充実を図ります。
- 社会福祉協議会におけるボランティアセンター機能の充実を図り、市民のボランティアへの参加促進および活動の活性化を図ります。
- 関係機関と連携しながら、ボランティア・市民活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- 小中学生によるボランティア活動や福祉教育の充実を図ります。
- ホームヘルパーやケアマネジャー、保健師、社会福祉士など介護に関する専門的人材の養成および資質の向上に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
市内訪問介護事業所数	８か所	１２か所
市内居宅介護支援事業所数	９か所	１３か所

主な実施事業

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
■地域支援事業
■地域支え合い事業
■ケアマネジメント事業・介護予防ケアマネジメント事業
■地域包括支援センター運営事業・在宅介護支援センター運営事業
■シルバー人材センター運営事業
■老人クラブ助成事業

施策 1-3 障害者福祉の充実

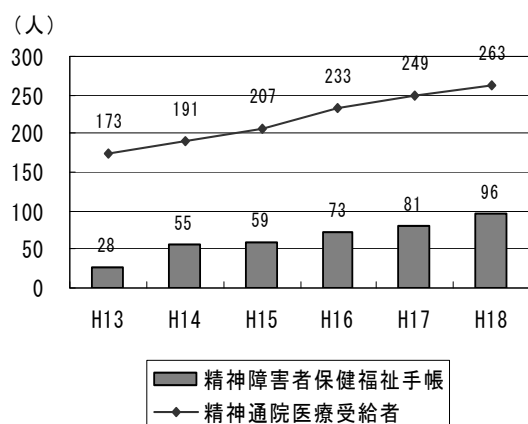
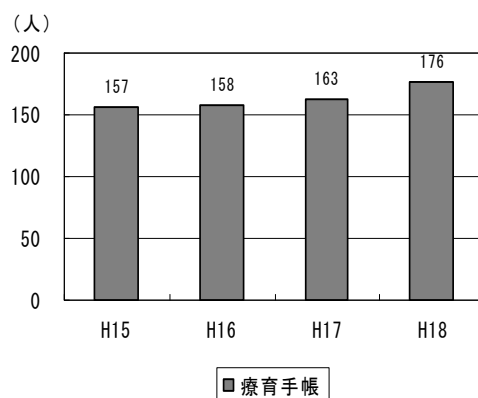
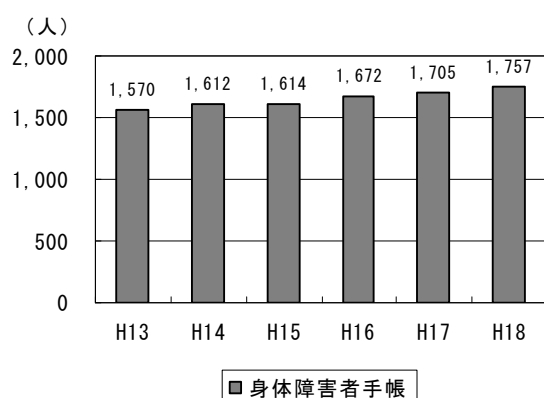
施策推進の背景と課題

少子高齢化が確実に進行する中、障害者自身や家族の高齢化が進んでいます。また、障害の重度化や重複化、核家族化の進展による家族での介助・支援機能の低下、「ストレス社会」による精神障害者の増加など、障害者（児）を取り巻く環境は変化してきています。

また、近年では、学習障害や高機能自閉症など、身体・知的・精神といった3障害の枠組みを越えた支援の必要性が拡大しており、よりきめ細かな支援が求められています。

障害のある人が地域でいきいきと安心して暮らし続けていくことができるよう、全ての市民が障害に対する理解を深めながら、一人ひとりの状況に応じた「自立」を地域全体で支えるサービス基盤の強化を図っていく必要があります。

■障害者手帳所持者数等の推移



(福祉行政報告例 海匠健康福祉センター事業年報)

施策の展開

1-3-1 生活支援サービスの充実

障害の種別や程度に関らず、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービス提供体制を強化し、生活の質の向上を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

■取り組み内容

- 障害の特性に応じたきめ細かな在宅サービスの充実に努めるため、サービス提供事業者の確保および質の向上に努めるとともに、地域生活支援事業などの充実に努めます。
- いきいきと過ごすことのできる日中活動の場として、障害福祉サービスおよび地域活動支援センターなどの充実に努めます。
- 入所施設およびグループホーム・ケアホームの充実に努め、安心して暮らすことのできる生活の場の確保を図ります。
- 重度心身障害者（児）の医療費助成により経済的負担の軽減を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
地域活動支援センター事業所数	１事業所	４事業所
施設から地域へ生活の場を移行する人数	－	延べ６人

1-3-2 相互理解の促進

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

■取り組み内容

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等において、福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。
- 「障害者週間」をはじめ、さまざまな機会において障害を持つ人と持たない人が一緒に参加できるイベントの開催を支援します。
- 学校教育においてボランティア体験を推進するとともに、ボランティア団体の育成・支援に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
障害者にとって暮らしやすい地域であると感じる市民の割合	46.0%	

1-3-3 リハビリテーションの充実

障害の軽減や自立を促進するため、関係機関の連携により適切な医療・リハビリテーションが受けられる体制の強化を図ります。

■取り組み内容

- 医療機関と連携しながら、身体機能が低下している障害者に対する機能訓練の充実および体制強化を図ります。
- 誰もが適切な医療が受けられるよう、医療に対する各種制度の充実および周知の徹底を図ります。
- 精神障害者の早期治療および社会復帰を促進するため、医療機関および保健所との連携を強化します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
機能訓練実施者数	1人／月	2人／月
生活訓練実施者数	2人／月	8人／月

1-3-4 療育体制の充実

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導とさまざまな交流促進を図ります。また、一貫した教育・療育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

■取り組み内容

- マザーズホームをはじめ、障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努めます。
- 関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導にいたるまでの一貫した相談支援を推進します。
- 保護者など関係者に対して助言・指導を行うなど、家庭への支援の充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年度）
障害児保育などの療育支援	実施	

1-3-5 障害者の自立・社会参加の促進

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実、地域社会活動への参加促進を図ります。

■取り組み内容

- 関係機関との連携・協力のもと、雇用機会の拡大を図るとともに、就業後の定着に向けた指導を行います。
- 一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため、障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、福祉作業所の充実を図ります。
- 県立障害者高等技術専門学校との連携により、障害者の職業能力の開発を促進します。
- 障害者スポーツ大会や各種文化活動に気軽に参加できるための支援の充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、移動支援およびコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 公共交通機関や各種施設などが行う割引制度や各種手当の周知を徹底し、経済的負担の軽減を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
福祉的就労から一般就労に移行する人数	1人	4人

主な実施事業

■ 自立支援給付事業
■ 地域生活支援事業
■ 心身障害者福祉作業所運営事業
■ 重度・重複障害者等ケアホーム費補助事業
■ 障害者グループホーム等入居者家賃補助事業
■ マザーズホーム運営事業
■ 在宅障害児支援事業
■ タクシー利用料助成事業
■ 福祉カー貸付事業
■ 障害者福祉サービス等利用助成事業
■ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業
■ 難病療養者給付事業

施策 1-4 子育て・子育て支援の充実

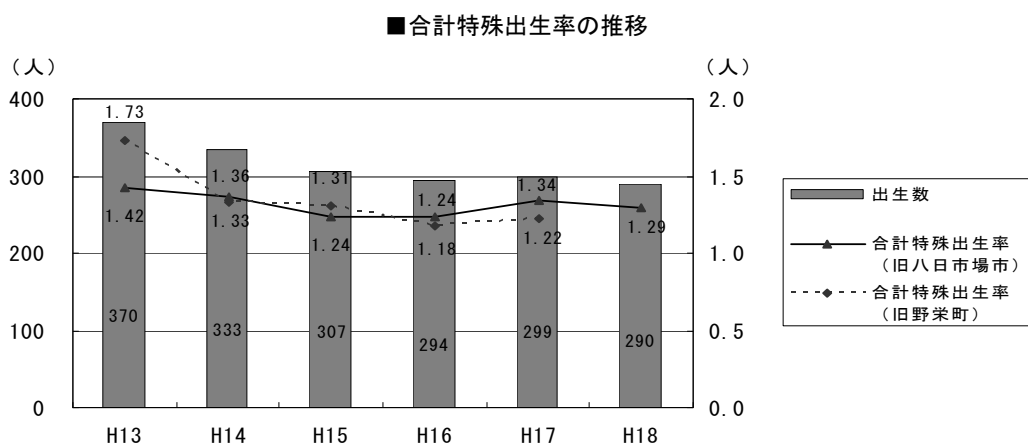
施策推進の背景と課題

これまで少子化の主な要因であった晩婚・非婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、わが国の出生率は長期低落傾向を強めています。

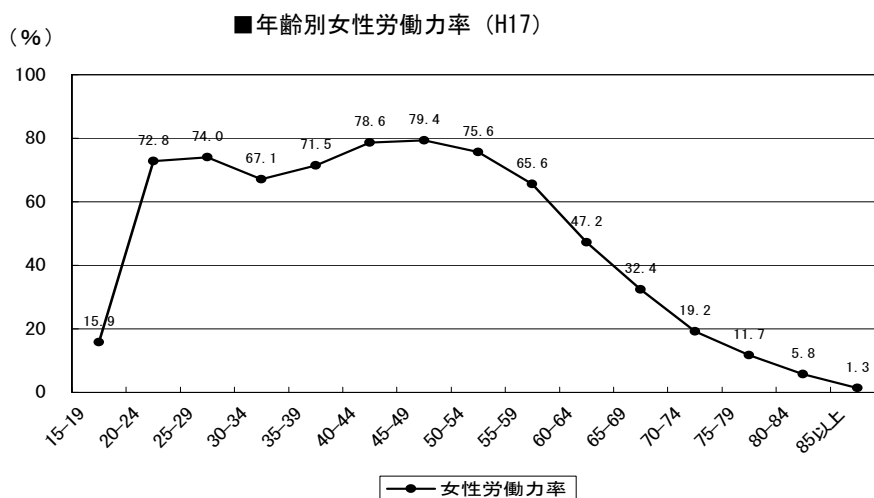
本市の出生数もここ数年減少傾向にあり、このままでは、目標年度である平成 31 年には年少人口の割合が全人口の 1 割を切ると予測されています。

また、核家族化の進展や近隣関係の希薄化、子どもに対する犯罪やいじめ問題など、親にかかる子育ての負担や不安は増大しており、地域全体で育て、見守っていく地域社会づくりが求められています。

本市の特徴や強みを生かしながら、安心して子どもを生み育てることができ、子どもの健やかな育ちや自立を支援する環境の整備を推進していく必要があります。



(千葉県人口動態統計)



(国勢調査)

施策の展開

1-4-1 子育て支援体制の充実

子育てに関する情報交換や相談などが気軽にできる機会および体制の充実を図ります。また、市民同士がお互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

■取り組み内容

- なのはな子育て応援事業、つどいの広場など、親子が気軽に交流できる場の充実に努めます。
- 子育てサークルなどの自主的な活動に対し、情報提供や助言、活動の場の提供などの支援を行います。
- 子育てを支援する地域的な仕組みづくりを推進します。
- 専門家による相談のほか、子育てに関する情報を一元化し、状況に応じた適切な情報提供およびアドバイスができる体制の強化を推進します。
- 各種手当ての支給など、制度の周知および利用促進を図り、経済的負担の軽減を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
つどいの広場設置か所数	１か所	２か所

1-4-2 子どもの居場所づくりの推進

放課後や休日など、子どもたちが地域で楽しく安全に過ごすことのできる場の創出に努めます。

■取り組み内容

- 放課後の児童の居場所を確保するため、学校施設などを利用した放課後児童クラブの充実を図ります。
- 地域との連携・協力のもと、子どもたちの活動拠点の確保を図ります。
- 子どもたちが気軽に集い、遊ぶことのできる場の確保に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
放課後児童クラブ設置数・定員数	6か所 225人	8か所 285人

1-4-3 仕事と家庭の両立支援の充実

すべての人が多様な働き方を選択でき、仕事と家庭のバランスがとれる環境づくりに努めます。

■取り組み内容

- 多様な就労形態や緊急時等に対応できるよう保育サービスの充実に努め、保護者の就労支援および負担軽減を図ります。
- 子どもの安全な保育環境を確保するため、保育施設および保育体制の強化を図り、併せて、効率的な施設配置を検討します。
- 多様な働き方が実現できるよう、多様な雇用形態の導入や育児・介護に対する積極的な取り組みを企業などに働きかけていきます。
- 父親の育児参加を促進するため、父親を対象とした教室の充実および参加促進を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
一時保育利用か所数	6か所	7か所
育児教室等への父親の参加人数	26人	40人

1-4-4 子どもの人権擁護

関係機関の連携により、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めます。また、育児不安やストレス、孤立感の解消に取り組み、虐待防止に努めます。

■取り組み内容

- 児童虐待の早期発見および適切な保護を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換および迅速なケース対応に努めます。
- 子育てに関する不安や悩みを解消するため、家庭児童相談室において相談事業を展開

します。

- ストレスや孤立感を解消するため、一時預かりや親同士の交流の場など、保護者がリフレッシュできる取り組みの充実を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
要保護児童対策地域協議会 参加機関数	１８機関	１８機関
家庭児童相談員数	１人	１．５人

主な実施事業

■次世代育成支援行動計画の策定
■なのはな子育て応援事業
■つどいの広場事業
■母子自立支援員設置
■家庭児童相談室運営事業
■放課後児童クラブ設置運営事業
■私立保育所運営費補助事業
■一時保育・延長保育・乳児保育・障害児保育
■豊和保育所・八日市場保育所大規模改修
■すこやか保育支援事業
■乳幼児医療費の助成
■ひとり親家庭等医療費の助成
■要保護児童対策地域協議会
■（仮称）子育て支援対策委員会の設置

施策 1-5 医療体制の充実

施策推進の背景と課題

高齢化の進展や疾病構造の変化などを背景に医療ニーズは高まっており、市民 1 人当たり医療費は増加傾向にあります。本市では、国保匠瑤市民病院が地域の中核病院機能を担っているほか、病院が 3 施設、一般診療所が 34 施設、歯科診療所が 21 施設（平成 18 年度末現在）ありますが、市民病院では医師・看護師が不足し、一般診療所数も減少傾向となっています。

今後、ますます医療ニーズは高まると予想されることから、市民病院の医療従事者の確保および機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化し、市民がいつでも安心して適切な医療が受けられる医療体制を確保していく必要があります。

■市内病院・診療所数の推移（か所）

	H14	H16	H18
病院	3	3	3
一般診療所	33	36	34
歯科診療所	19	21	21
助産所	2	3	1

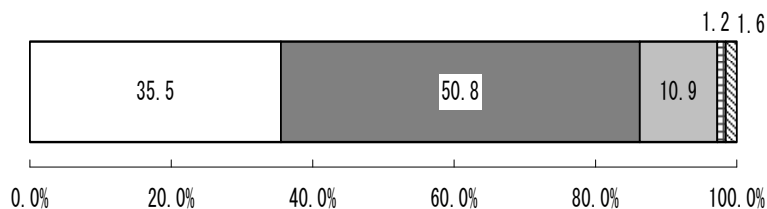
（海匠健康福祉センター事業年報）

■医療従事者数の推移（人）

	H14	H16
医師	51	45
歯科医師	26	27
薬剤師	50	43

（海匠健康福祉センター事業年報）

■現在の医療体制について



□とても不安を感じる ■多少不安を感じる □あまり不安を感じない ▨まったく不安を感じない □無回答

（H18 市民意識調査）

施策の展開

1-5-1 匝瑳市民病院の機能強化

医師および看護師など医療従事者の確保に努めるとともに、医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療および十分なケアの提供を図ります。

■取り組み内容

- 関係機関との連携・協力による医師、看護師などの積極的な確保と定着に努めます。
- 経年劣化などによる施設改修および医療機器の交換を図るとともに、情報システムの導入などにより効率的かつ正確な事務処理を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
医療体制に不安を感じない市民の割合	12.1%	

1-5-2 身近な医療体制の充実

かかりつけ医の普及および市内医療機関の確保を図るとともに、在宅診療を推進し、身近で包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

■取り組み内容

- 市民が安心して医療や相談ができる「かかりつけ医」の普及に努めます。
- 匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーションなどの提供を行うとともに、在宅支援診療所との連携により、在宅医療体制の充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
在宅支援診療所か所数	11か所	

1-5-3 病診連携および近隣医療機関との連携強化

匝瑳市民病院と市内診療所との連携を推進するとともに、広域における医療機関の機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を効率よく提供できる体制づくりに努めます。

■取り組み内容

- 地域医療体制の確立を図るため、病院と診療所の連携および機能分担を推進します。
- 旭中央病院を拠点病院とした機能分担・医療連携を強化し、経営統合についても検討します。
- 医師会および診療所との連携しながら、救急患者の受け入れ体制を充実するなど、24時間安心して受診できる地域医療体制の強化を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
市民病院の患者紹介率（受入）	12.4%	

主な実施事業

■医師等医療従事者の確保
■医療器械器具購入事業（オーダリングシステム導入）
■病診連携促進事業
■地域医療推進事業
■地域ケア部運営事業
■東総地域医療連携協議会事業
■救急医療機関整備事業

施策 1-6 地域福祉の推進

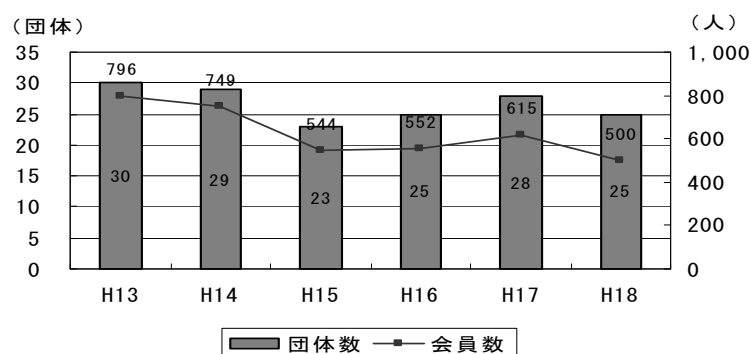
施策推進の背景と課題

社会環境や世帯構造の変化、価値観の多様化などに伴い、地域社会における連帯感や相互扶助意識が希薄化してきており、支援が必要な人たちを地域全体で支える「地域福祉」の推進が求められています。

市民意識調査では、現在福祉に関する活動に参加している市民は少ないものの、今後参加したいと思っている市民は多く、特に若い年代に参加意欲が高くなっているほか、団塊の世代の方々の多くが地域に戻ってくることが予想されており、まちづくりの担い手として期待されています。

福祉やバリアフリーに対する意識と理解の向上を図りながら、地域における福祉施策および市民による積極的な福祉活動が総合的かつ効率的に展開される仕組みづくりが必要です。

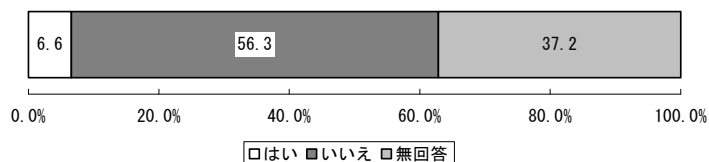
■ ボランティア団体登録数（団体数 個人会員数）



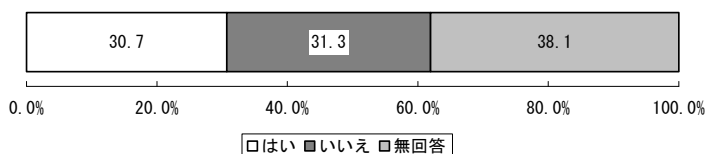
（県社会福祉協議会報告）

■ 福祉活動への参加状況および参加意向

【現在、参加しているか】



【今後、参加したいか】



（H18 市民意識調査）

施策の展開

1-6-1 福祉意識の醸成

教育や啓発活動など、さまざまな機会を通じて福祉のこころの醸成を図り、自主的な福祉活動への参加を促進します。

■取り組み内容

- 関係機関やボランティア・市民活動団体などとの連携・協力のもと、学校教育における福祉教育・ボランティア体験の機会の充実を図ります。
- 広報紙やホームページなどにおいて啓発記事を掲載し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
啓発記事掲載回数	年６回	年８回
お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合	３３．４％	

1-6-2 参加しやすい活動機会の充実

だれもが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供などの充実や地域における交流の場づくりを推進します。

■取り組み内容

- 社会福祉協議会と連携しながら、さまざまな機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供および参加の呼びかけを行い、活動参加のきっかけづくりを推進します。
- 匝瑳市民ふれあいセンターをはじめ、福祉活動の拠点となる施設の機能強化を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
市民ふれあいセンター利用人員	９１千人	

1-6-3 地域福祉を支える人材の確保

ボランティア・市民活動団体をはじめ、民間事業者、NPO等の活動を支援し、地域福祉を支える担い手の確保に努めます。

■取り組み内容

- 地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成および活動の場の創出などの支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。
- サービス提供事業者に対し情報提供を行うなど、本市における事業展開への支援の充実に努めます。
- インフォーマルサービス(非公的サービス)を担うボランティアや近隣の人たちの支援を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標 (4年後)
ボランティア団体数・会員数	25団体 500人	27団体 530人
住民参加型サービスの組織化	0団体	1団体

1-6-4 関係機関の連携強化

関係機関の連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な方に適切なサービスを提供できる仕組みづくりを推進します。

■取り組み内容

- 本市における地域福祉体制の計画的な施策の推進を図るため、地域福祉計画を策定・推進します。
- 社会福祉協議会を中心に、地域福祉活動を行う関係機関・団体のほか各分野のあらゆる社会資源が連携・協力できるネットワーク体制の構築を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標 (4年後)
ボランティア・市民活動センター	0か所	1か所
小域住民福祉座談会	0回	12回

1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

低所得者の生活状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実など、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

■取り組み内容

- 民生児童委員をはじめ関係機関との連携のもと、低所得者層の的確な状況把握に努めます。
- 組織的な運営管理の推進により、低所得者層の状況に応じた適正な生活保護制度の運用に努めます。
- 各種資金貸付の相談・指導や就業支援など、経済的自立に向けた相談支援の充実に努めます。

主な実施事業

■地域福祉計画策定
■ボランティア育成事業
■匝瑳地区保護司会助成事業
■匝瑳市社会福祉協議会助成事業
■民生児童委員協議会助成事業
■生活保護事業
■匝瑳市民ふれあいセンター改修事業

基本目標 2

活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

(産業・経済分野)

施策 2－1 農林水産業の活性化

- 2-1-1 生産経営基盤の強化
- 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応
- 2-1-3 市民・都市住民との交流促進
- 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進
- 2-1-5 公益的機能への評価の向上

施策 2－2 商工業の活性化

- 2-2-1 特色ある商店街の形成
- 2-2-2 企業立地の促進
- 2-2-3 経営基盤の強化および起業等に向けた支援の充実

施策 2－3 観光の活性化

- 2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし
- 2-3-2 体験・交流プログラムの充実
- 2-3-3 効果的な観光情報の発信

施策 2－4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出

- 2-4-1 産業間の連携ネットワークの充実
- 2-4-2 雇用と消費の場の創出

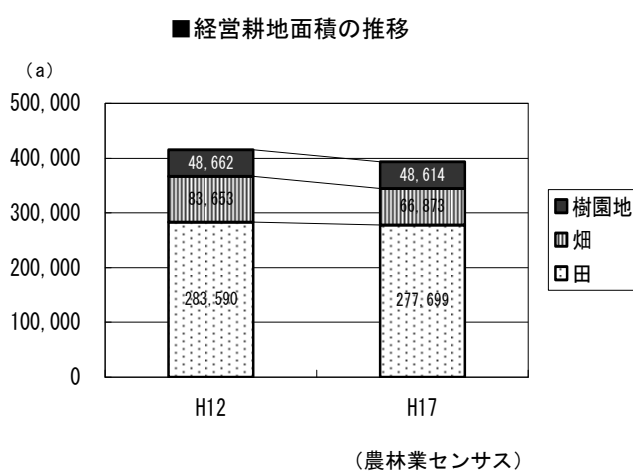
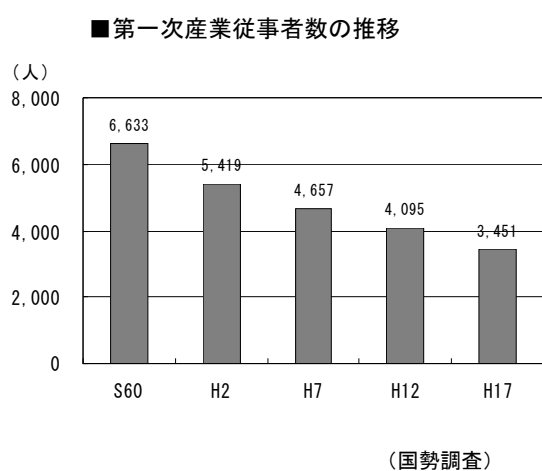
施策 2-1 農林水産業の活性化

施策推進の背景と課題

産地間競争の激化や産業構造の転換が進む中、本市においても主要な産業である第一次産業従事者の人口は年々減少し、また、従事者の高齢化や後継者不足、生産資材価格の上昇および農産物価格の低迷など、農林水産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

一方で、農林水産業の社会的役割は見直されつつあり、地域の連帯感の醸成や国土保全機能、農村景観の形成による癒しの空間の提供、農業体験など自然教育の場の提供などといった公益的機能への評価が高まってきています。

首都圏や成田空港への好アクセスという強みを生かしながら販路拡大や都市住民との交流促進を図るとともに、経営体制の強化や消費者ニーズへの対応、公益的機能に対する評価促進を図り、持続的で発展可能な農林水産業の確立に向けた取り組みを推進していく必要があります。



施策の展開

2-1-1 生産経営基盤の強化

農業生産基盤の整備や経営基盤の強化を推進し、持続可能で安定的な経営の確立を促進します。

■取り組み内容

- 新規就農者、就農予定者に対する研修や情報提供の支援などにより、農業従事者の確保を図ります。
- 品質向上および安定生産に向け、広域的防除や用排水路、ほ場等の整備を推進するとともに、設備投資に必要な資金の確保に対する支援の充実を図ります。
- 認定農業者の育成に努めながら、農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進し、農業経営の近代化・効率化の促進を図ります。
- 関係機関と協力し、広域的・長期的な漁業資源の増殖を推進し、漁獲量の確保を図ります。
- 水産技術および漁業経営意識の向上を図り、近代的経営能力を備えた後継者づくりに努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（４年後）
認定農業者数	１９９経営体	３００経営体
経営体育成基盤整備（大区画）事業着手数	０地区	３地区
農地利用集積面積	２４０ha	３２０ha

2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応

新鮮な農産物の供給地として新たな販路を開拓していくとともに、食への関心の高まりに対応した付加価値の高い農産物を推進します。

■取り組み内容

- 関係機関と連携し、消費ニーズを的確に把握しながら、首都圏や海外に向けた新たな販路の開拓および出荷量の拡大を促進します。
- ふれあいパーク八日市場などでの地元産のPRと販路の拡大を推進するとともに、学校給食での使用や地元農産物への愛着心の醸成を図り、地産地消を推進します。

- 付加価値の高い農産物の生産と販路の開拓を図るため、ブランド化に向けた研究活動に対する支援の充実を図ります。
- 食に対する安全意識の高まりに対応するため、ひとと環境にやさしい農業を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
ふれあいパーク八日市場販売額	6 5 5 百万円	
地元で採れた農水産物をすすんで食べたいと思う市民の割合	8 3 . 8 %	

2-1-3 市民・都市住民との交流促進

体験農業や各種イベントなどを通じて、市民や都市住民と生産者との交流を促進し、農業や農産物、農業文化等に対する理解促進を図り、農業の活性化につなげます。

■取り組み内容

- グリーン、ブルー・ツーリズムを推進するため、関係機関と連携しながら、都市住民の受け入れ体制の整備と多様な体験・交流イベントの充実を図ります。
- 都市生活をしている団塊の世代などを対象に情報提供や農業指導などの支援を行い、「定年帰農・就農」を促進します。
- 市民が農業や漁業に触れることのできる機会の充実を図るため、市民農園の利用促進を図るとともに、各種イベントの充実および参加促進を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
グリーン、ブルー・ツーリズム 各種イベント参加者数	4 0 7 人	5 5 0 人
市民農園利用区画数	2 3 区画	3 0 区画

2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進

「日本有数の植木のまち」として、国内外に対する販路拡大や効率的な生産に向けた支援を行うとともに、技術者の育成を図り、植木産業の発展を推進します。

■取り組み内容

- 日本有数の「植木のまち」として、さまざまな機会や媒体を通じてPRしていきます。
- 販路の拡大および輸出量拡大を図るため、輸出に必要な技術開発に対する支援を行います。
- バイオマスプラスチック容器を使用した栽培を行うなど、新技術導入などによる労力軽減と付加価値の高い商品づくりを推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（４年後）
輸出樹種	６樹種	７樹種
千葉県銘木 100 選登録数	１３本	２５本

2-1-5 公益的機能への評価の向上

農地や山林、海岸が持つ公益的機能を積極的にアピールしながら、優良農地や森林の保全、環境にやさしい農林水産業を推進し、農林水産業の社会的役割の拡充と理解促進を図ります。

■取り組み内容

- 地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画により、農地や水を守るための効果の高い環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を促進します。
- 家畜排せつ物の適正管理および堆肥の有効利用や園芸用廃プラスチックの適正処理などによる資源循環型農業を推進します。
- 杉や桧などの人工林の適正な管理を促進するとともに、サンプスギ林の再生・整備を推進し、健全な森林資源の維持増進を図ります。
- 環境保全へ配慮した漁業を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（４年後）
住民による保全共同活動面積	０ha	１，２００ha
園芸用廃プラスチック回収量	４０．７トン	４５トン

主な実施事業

■農業後継者新規就農支援助成事業
■県営かんがい排水事業（小川台地区）
■土地改良区助成事業
■国営大利根用水機場維持管理費負担事業（新宿・新川用排水）
■農業用排水路改修事業
■国営造成施設管理体制整備促進事業
■水田農業構造改革対策事業
■制度資金利子補給事業
■匝瑳市農地流動化促進助成事業
■農業振興地域整備計画策定
■県営経営体育成基盤整備事業
■農道環境整備事業（東総西部 2 期地区）
■ふるさと農道緊急整備事業
■地域伝統漁業育成事業
■畜産防疫対策事業
■農地・水・環境保全向上対策事業
■園芸用廃プラスチック処理対策推進事業
■農業振興会助成事業
■森林機能強化対策事業

施策 2-2 商工業の活性化

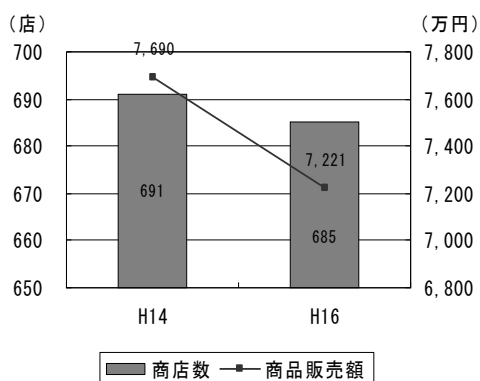
施策推進の背景と課題

車社会の進展や商圈の拡大、住宅の郊外化、大型ロードサイド店舗の出店などにより、中心市街地の空洞化が進んでいます。本市においても、商店数が減少し空き店舗が目立ってくる一方で、車社会の進展などにより大型商業施設が国道 126 号沿いを中心に進出してきており、多くの市民が日常生活の買い物の場として利用しています。

工業では、八日市場（みどり平）工業団地に多数の企業が進出し、雇用を創出してきましたが、ここ数年は国際間競争の激化や産業構造の変化などを背景に厳しい状況が続いており、地元企業の事業所数が減少するなど活気が失われつつあります。

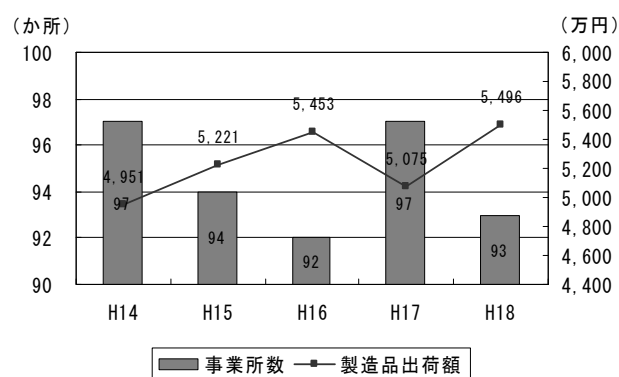
効率的な商業空間および工業空間の整備は、市民の買い物の利便性を高め、雇用の場を創出するなどの効果がある一方で、交通手段を持たない高齢者などの買い物の場の喪失やまちの顔である中心市街地の衰退、コミュニティの希薄化などの課題もはらんでおり、進出企業と地元企業が共存した調和のとれたまちづくりを進めていく必要があります。

■商店数および商品販売額の推移



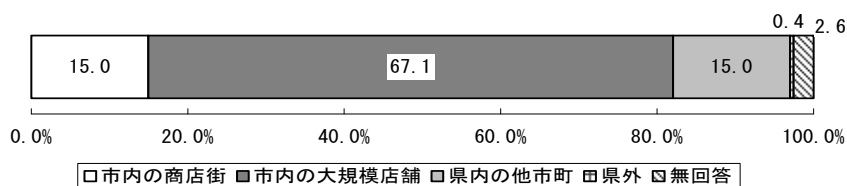
(商業統計調査)

■工業事業所数および製造出荷額の推移



(工業統計調査)

■日常生活において主に買い物をする場所



(H18 市民意識調査)

施策の展開

2-2-1 特色ある商店街の形成

地域の自然や歴史・文化を生かした特色ある商店街の形成を推進し、市内外から多様な人々が集い楽しむことのできる複合機能をもつ空間づくりを推進します。

■取り組み内容

- 旧街道の面影を残す通り沿いの建物などを生かした、観光機能を併せ持つ商業空間の形成・整備を促進します。
- 空き店舗などの活用により、地域活動と連動した交流がなされるコミュニティ拠点や、くつろぎの空間創出などの商店街づくりを推進します。
- 商店街の特色ある取り組みやイベント等に関する情報発信活動への支援を行います。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
市内の商店街で日常生活の買い物をする市民の割合	１５．０％	２０．０％

2-2-2 企業立地の促進

立地優位性を生かし、また誘致企業に対する支援策の充実を図ることにより、利便性の高い商業施設や雇用の創出が期待できる優良企業の立地を積極的に促進します。

■取り組み内容

- 優良企業の立地に対し、税制優遇や奨励金の支給などの支援策を講じ、産業の活性化と雇用の創出を図ります。
- 首都圏や海外への好アクセスといった立地優位性やさまざまな支援策などに関する情報を積極的に発信し、優良企業の立地を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
奨励措置適用事業所数	２事業所	５事業所

2-2-3 経営基盤の強化および起業等に向けた支援の充実

既存商店・企業に対する経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化および新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

■取り組み内容

- 中小企業の経営基盤の強化と近代化を図るため、低利で利用できる融資および利子補給を実施します。
- 関係機関と連携しながら、経営相談員による経営相談指導や講習会、研修等を実施し、地元商店・企業の創意工夫ある経営および起業を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
融資および利子補給制度利用件数	１１７件	２００件
経営相談指導件数	２，０６６件	２，３００件

主な実施事業

■元気な匝瑳市をつくるプロジェクト
■商店街駐車場維持管理事業
■商工業活性化支援事業
■共通商品券発行事業
■商工会助成事業
■制度資金利子補給事業
■中小企業資金融資事業

施策 2-3 観光の活性化

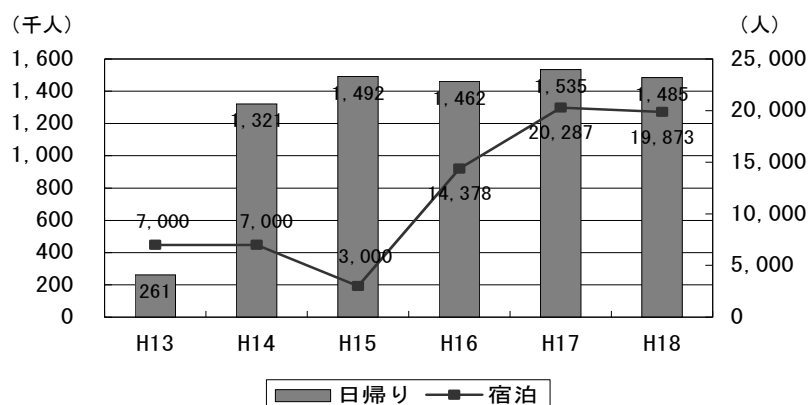
施策推進の背景と課題

近年の観光に対する志向の多様化・個性化を背景に、個性ある地域づくりによる観光振興が各地で行われており、地域間における競争も激しくなっています。

本市には九十九里海岸や魅力ある里山などの自然や、祇園祭をはじめ多くの民俗行事、歴史的建造物や仏画など貴重な文化的観光資源があります。

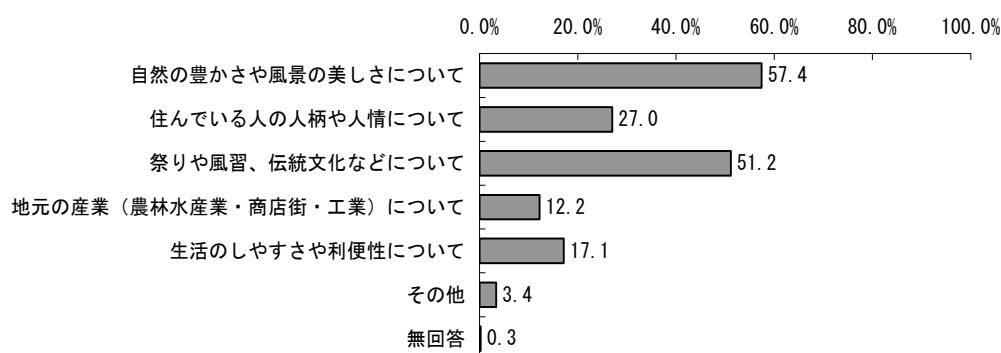
観光振興は、地域の活性化のみならず、交流人口の増加による賑わいの創出をもたらすことから、人と人とがふれあい、再び訪れたいくなるまちづくりを進めることが重要です。

■観光客入込数（日帰り・宿泊）の推移



(県観光入込調査)

■他の市町村の人に自慢したいこと



(H18 市民意識調査)

施策の展開

2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし

豊かな自然や文化財、既存施設の活用などを図るとともに、地域の新たな魅力を見出し、観光資源化していくことで、年間を通して集客力のある地域づくりを進めます。

■取り組み内容

- 九十九里海岸を活用した観光資源の整備を推進し、市内外からの観光客の増加を図ります。
- 歴史的建造物や遺産などの文化財および周辺環境の整備を推進し、観光資源としての魅力および集客力の向上を図ります。
- 市民による新たな魅力発見のためのイベント・キャンペーンを開催し、観光資源や特産品の開発など、新たな地域の魅力を創出します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
観光客入込数	１５０万人	１６０万人

2-3-2 体験・交流プログラムの充実

産業間の連携を図りながら、地域産業や伝統工芸、郷土芸能等の体験やさまざまな交流イベントへの参加を気軽に楽しめるプログラムの充実を図ります。

■取り組み内容

- 「ふれあいパーク八日市場」における各種イベントの充実に努め、グリーン・ツーリズムの拠点施設としての機能強化を図ります。
- 民宿などと連携・協力しながら受け入れ体制を整備するとともに、各種体験プログラムの開発を行い、魅力あるブルー・ツーリズムを推進します。
- 市民まつりや祇園祭、郷土芸能について観光客への効果的な情報提供に努めるとともに、各種イベントを活用した観光振興の展開を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
祭りや風習・伝統文化などを他の市町村に自慢したい市民の割合	51.2%	

2-3-3 効果的な観光情報の発信

観光資源やおすすめルート、宿泊施設、交通情報など、本市の魅力を楽しむための各種情報をさまざまな媒体を通してわかりやすく発信します。

■取り組み内容

- 目的別・滞在時間別「おすすめルート」を設定するとともに、観光案内の整備を推進し、わかりやすい観光情報の提供に努めます。
- 観光客の視点に立ち、効果的な観光情報の発信を図ります。
- 観光ボランティアの育成を図り、本市の魅力をわかりやすく紹介するとともに、人と人との交流を創出することで、リピート客の確保に努めます。
- スポーツ関連の宿泊客のニーズなどを十分把握した幅広い誘客に努めます。
- 映像でPRできるフィルムコミッションなどの活動を充実し、市のイメージアップを図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
おすすめルート設定数	1 ルート	5 ルート
観光ボランティア登録者数	0 人	10 人

主な実施事業

■匝瑳市海水浴場開設事業
■匝瑳市観光基盤整備事業
■観光協会助成事業
■市民まつりの開催
■チューリップ祭りの開催
■飯高檀林コンサートの開催
■植木銘木めぐりの開催

施策 2-4 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出

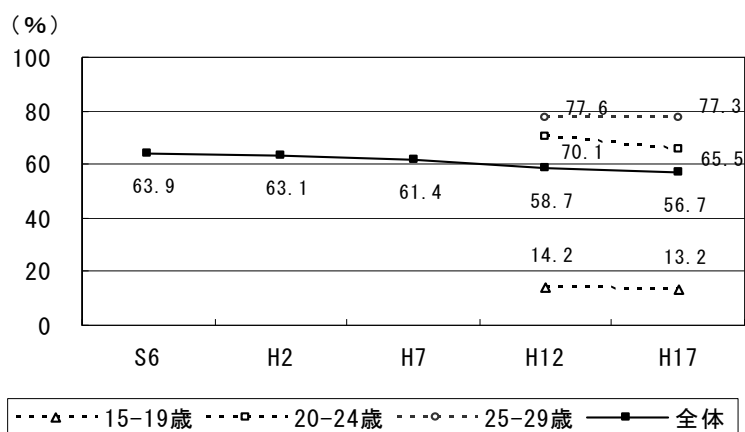
施策推進の背景と課題

本市がもつ地域資源や地理的条件がもたらす恩恵は一産業にとどまらず、また、それぞれの産業の活性化は別の産業に対してもよい影響を与えるなど、各産業間は密接な関係をもっています。産地間競争が激しい今日、地域の競争力を高めていくためには、農林水産業、商工業、観光業の枠組みを越え、一丸となって地域の独自性を創出していくことが必要であり、そのためには、各産業が連携し、情報共有しながら、さらなる相乗効果を生み出していくことができる横断的体制の構築が急務となっています。

また、地域の魅力と活力を高めていくためには、そこに暮らす市民が地域に魅力を感じながらいきいきと生活できる雇用・消費環境が必要です。

いまや地域社会に対する貢献度は企業の評価基準のひとつとなっており、少子高齢化や若者の定住促進、環境保全といった地域が持つ課題に積極的に取り組んでいくことが、同時に地域経済の活性化につながるような経済活動を促進していく必要があります。

■ 就業率の推移



(国勢調査)

施策の展開

2-4-1 産業間の連携ネットワークの充実

農林水産業、商工業、観光業の連携を強化し、情報共有しながら、地域のもつ魅力と発展可能性を見出し、産業振興へとつなげていく体制づくりを推進します。

■取り組み内容

- 業種を越えた情報交換会・研究会等の発足を支援し、経営者の意識啓発および経営強化を図るとともに、地域住民、市民団体等の起業を促進するなど新たな地域産業の創出を図ります。
- 地域や各種団体との連携で、地域活性化の牽引となる協議会づくりを進め、元気な街づくりへの取り組みを支援します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
地域各種団体の連携による協議会の発足	—	発足

2-4-2 雇用と消費の場の創出

地域が抱える課題に積極的に取り組む企業等に対する支援を行い、優良企業の進出促進と雇用・消費の場の創出を図ります。

■取り組み内容

- 多くの雇用と消費の場を創出し、仕事と家庭の両立支援、高齢者・障害者等の雇用、環境負荷の軽減などに積極的に取り組む優良企業の立地を促進します。
- 職業相談室などと連携し就職希望者を支援し、労働者の福利厚生向上を図ります。
- 消費生活に関する情報提供や、消費生活相談員を配置し相談事業を行います。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
市民の就業率	56.7%	➡

主な実施事業

■元気な匝瑳市をつくるプロジェクト（再掲）

■消費生活相談事業

基本目標 3

自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

(生活環境・都市建設分野)

施策 3－1 自然環境の保護と循環型社会の形成

- 3-1-1 資源循環型社会に向けた取り組みの推進
- 3-1-2 環境汚染および不法投棄等の防止
- 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の推進

施策 3－2 市街地の活性化と交通網の整備

- 3-2-1 秩序ある市街地整備の促進
- 3-2-2 公共交通機関の充実

施策 3－3 住環境の整備

- 3-3-1 都市基盤の計画的な整備
- 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進
- 3-3-3 安心・快適な住環境づくりの推進

施策 3－4 安心・安全な地域づくりの推進

- 3-4-1 防災対策の充実
- 3-4-2 消防・救急体制の強化
- 3-4-3 防犯体制の強化
- 3-4-4 交通安全対策の充実

施策3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

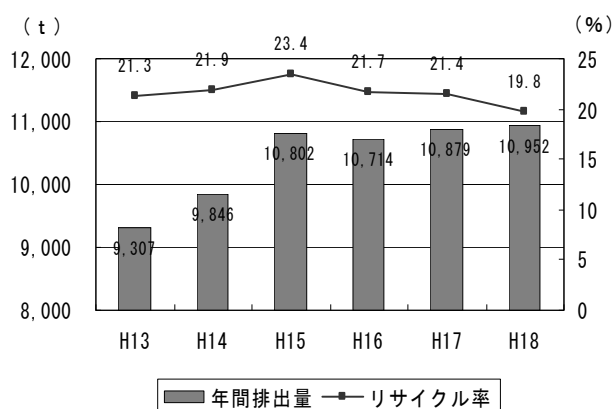
施策推進の背景と課題

地球温暖化をはじめ環境保護の問題は全世界で取り組むべき課題となっており、国民の環境意識も高まってきています。

本市は九十九里海岸や丘陵部の里山など水と緑あふれる環境を有し、その中にはトウキョウサンショウウオ、ハマヒルガオをはじめ貴重な動植物が生息しています。この豊かな自然と美しい風景は本市の最も自慢すべき特徴のひとつとなっており、これまでも環境保全条例を制定するなど積極的な取り組みを推進してきました。

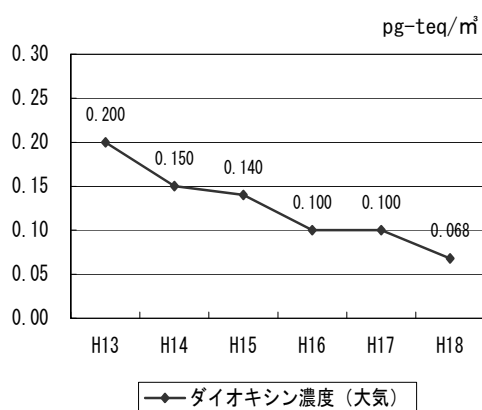
今日の環境問題においては、社会経済活動のみならず市民の日常生活に起因するところも大きく、今後も一人ひとりの意識向上と具体的な行動を促しながら、自然環境の保護および環境負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となって計画的に取り組んでいかなければなりません。

■ごみ排出量およびリサイクル率の推移



(環境衛生組合)

■ダイオキシン濃度の推移



(市環境生活課)

施策の展開

3-1-1 資源循環型社会に向けた取り組みの推進

資源循環型社会に向け、市民や事業者に対し具体的な行動を促すとともに、環境負荷の少ない技術等の導入や設備整備を計画的に推進します。

■取り組み内容

- 京都議定書の定める目標の達成に向けた環境保全施策を推進するため、地球温暖化防止計画（地域推進計画および実行計画）を策定します。
- 環境保全に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定します。
- 3 R運動を展開するなど、ごみの減少化・再資源化に向けた市民活動の促進を図ります。
- 公共施設などにおいて省エネルギー・クリーンエネルギーを利用する機器・自動車などの導入を推進するとともに、市民や事業者での導入促進を図ります。
- 環境負荷の少ない資源循環型社会の推進を図るため、企業・商店などの環境保全対策に対する積極的な取り組みを促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（4年後）
ごみリサイクル率	19.8%	24.0%
環境保全への取り組みに対する助成等の制度適用件数	23件	25件

3-1-2 環境汚染および不法投棄等の防止

排気ガスの抑制、排水や廃棄物の適正処理を推進し、環境汚染の防止に努めます。また不法投棄に対する監視体制を強化します。

■取り組み内容

- 公共交通機関や自転車の利用、アイドリングストップの普及など、排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します。
- 合併処理浄化槽の設置促進、排水の適正処理など、水環境の改善に向けた取り組みを促進します。
- 一般廃棄物処理施設の処理能力向上を図り、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに

に、ごみの減量化および処理コストの低減を図るため、広域処理を推進します。

- 廃棄物などの不法投棄に対する監視体制の強化および定期的な環境測定を行い、環境汚染の防止に努めます。
- 路面の適正管理等により交通騒音・振動などの抑制を図ります。
- 事業所に対し、公害（騒音・悪臭等）の発生抑制に向けた啓発・指導を行います。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
合併処理浄化槽人口	１３，２８７人	１５，９００人
大気中ダイオキシン濃度	０．０６８pg-teq/m ³	０．０６pg-teq/m ³
公共用水域 BOD 濃度	２５．４mg/l	１０．０mg/l
公共用水域 COD 濃度	１０．１mg/l	８．０mg/l
不法投棄件数	４６件	

3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の推進

市民ぐるみで貴重な動植物を守り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、環境保護や美化活動の促進および取り組みに対する支援を充実させ、環境に対する問題意識や具体的な実践方法の普及を図ります。

■取り組み内容

- トウキョウサンショウウオ、ハマヒルガオをはじめ、貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究を推進するとともに、保護のための意識啓発により、生息環境の保全に努めます。
- 環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。
- 広報などにより環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を充実させ、活動の活性化を図ります。
- 本市の自然環境を活用しながら、自然観察や環境保全に関して体験・学習する機会の充実を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
環境美化活動への参加人数	8,700人	

主な実施事業

■地球温暖化防止計画（地域推進計画および実行計画）の策定
■環境基本計画策定
■東総地区広域市町村圏事務組合・一般廃棄物処理事業
■匝瑳市ほか二町環境衛生組合事業
■合併処理浄化槽普及促進事業
■環境測定事業（公共用水等水質検査・ダイオキシン類調査）
■不法投棄監視員事業
■生ごみ処理機等設置促進事業
■資源ごみ集団回収促進事業
■環境美化ボランティア登録事業

施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備

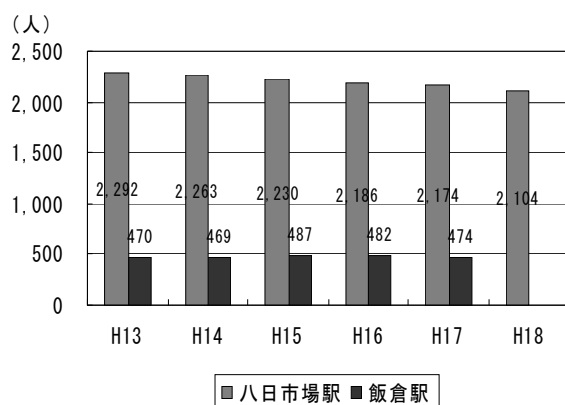
施策推進の背景と課題

中心市街地は、そのまちの活力や個性を代表する「顔」とも言うべき場所であり、古くから商業や事業所などの機能が集積し、生活や娯楽、交流の場となってきましたが、近年、多くの都市でその衰退・空洞化が深刻化しています。

中心市街地の整備は効率的で利便性の高い都市機能の確立につながることから、関係機関や地域活動団体、民間企業等と連携しながら、本市にふさわしい機能を備えた特色ある中心市街地づくりを推進するとともに、都市計画マスタープランの策定および都市計画区域の見直しなどにより、地域の個性を生かした秩序ある市街地整備を推進していく必要があります。

また、にぎわいのあるまちを形成していくためには、幹線道路および公共交通機関の充実を図り、車社会、高齢者社会の進展等に対応していくことで、だれもが気軽に市内外を行き交い、集い交流することのできる環境整備を推進していくことが必要です。

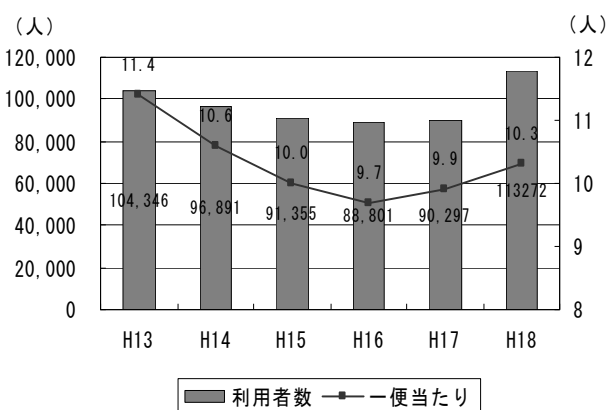
■ JR 各駅乗車人数の推移



※飯倉駅は平成18年度データなし。

(JR 東日本調)

■ 市内循環バス利用者数の推移



(市環境生活課調)

施策の展開

3-2-1 秩序ある市街地整備の促進

都市計画マスタープランの策定をはじめ、全市域の均衡ある発展を目指して都市計画区域を見直し、関係機関などと連携しながら、中心市街地に求められる機能と位置付けの検討を行い、地域資源を生かしながら秩序ある市街地の形成を促進します。

■取り組み内容

- 具体性のある都市づくりの目標と実現するための方針などを定めた都市計画マスタープランを市民とともに策定し、都市計画区域を見直します。
- 銚子連絡道路の整備促進と都市計画道路・市内幹線道路の整備を推進し、交通の円滑化を図ります。
- 関係機関を始め、民間企業、商店などと広く連携を図り、本市の中心市街地に求められる機能を検討します。
- 中心市街地周辺およびアクセス道路の整備を推進し、都市機能の集積を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
都市計画マスタープランの策定	未策定	策定

3-2-2 公共交通機関の充実

市内循環バスについては、市民のニーズを把握しながら、運行便数等の拡充を図ります。また、民間交通機関に対して運行本数の拡充を要請していきます。

■取り組み内容

- 市内循環バス利用向上対策委員会で市内循環バスの増便やルート変更等を検討し、高齢者や児童・生徒などの日常生活の移動手段の確保を図ります。
- 鉄道や路線バスの運行増強に向け、引き続き民間事業者等に要請していきます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年 度）
市内循環バス 運行路線数・利用者数	6 路線 1 1 3 千人	
JR 八日市場駅 乗車人数	2, 1 0 4 人	

主な実施事業

■都市計画マスタープラン策定事業
■市内循環バス運行事業
■都市計画道路整備事業（八日市場駅前線外 1 線）
■市道 12162 号線外道路改良事業（川辺～堀川間）
■市道 11137 号線外道路改良事業（藤四郎野～内裏塚浜間）
■銚子連絡道路の整備促進
■JR 総武本線の増便、駅等の施設整備の促進

施策 3-3 住環境の整備

施策推進の背景と課題

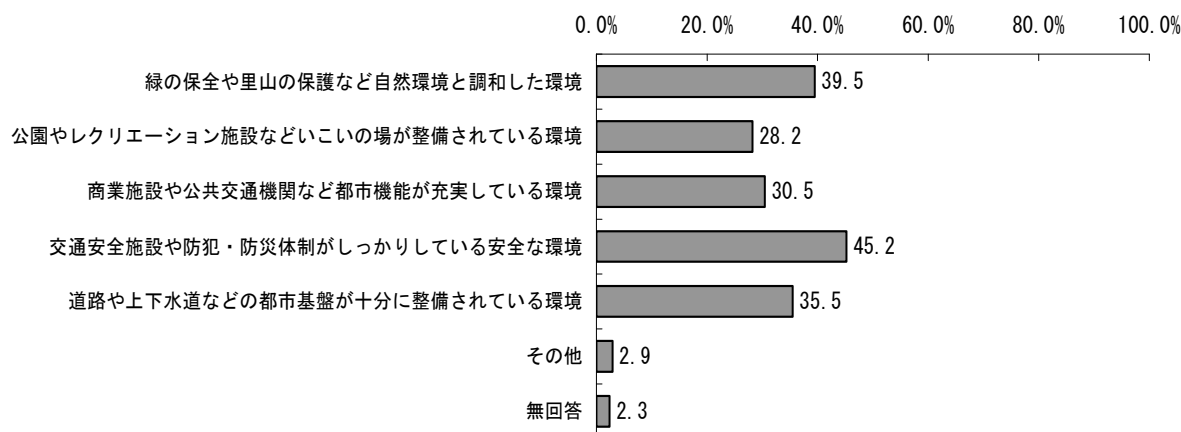
住宅および周辺環境の充実、快適で安全に暮らすための大きな要素であり、本市の特色を生かした住環境づくりが必要です。

本市にはスポーツ・レクリエーション施設などが整備され、広く市民に利用されており、また、比較的自然災害や犯罪が少ないといった特徴がある一方、公営住宅の老朽化や水道や都市公園などの都市基盤整備の遅れなどのほか、今後予想される高齢化社会に対応した空間づくりなどが課題として挙げられます。

市民意識調査によると、住みよい住環境は世代によって違いがみられ、若い世代では「いいこの場」や「都市機能」の充実、子育て世代では「安全な環境」、年輩世代では「都市基盤」の整備が求められています。

こうした多様な意向に対し、調和のとれたバランスのよいまちづくりを推進し、いつまでも暮らし続けたいと思う住環境づくりを市民とともに推進していく必要があります。

■住みやすい住環境とはどのような環境か



(H18 市民意識調査)

施策の展開

3-3-1 都市基盤の計画的な整備

公園や生活道路などの都市基盤を計画的に整備し、快適に暮らすことのできる住環境づくりを推進します。

■取り組み内容

- 地域のコミュニケーションおよび市民の健康増進を図るため、市民に親しまれる公園・緑地などの整備を推進します。
- 生活の安全性・快適性の向上を図るため、適正な污水处理の検討を進め、生活道路や排水路の計画的な整備と適切な維持・補修を推進します。
- 安全で安定した水を低価格で提供するため、上水道の整備を促進するとともに、水道事業経営の基盤強化を図るための広域的取り組みを推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
市道改良率	74.7%	77.0%
市道舗装率	55.7%	56.5%
上水道普及率	80.2%	82.0%

3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進

豊かな自然や歴史的建造物などを保全しながら、調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

■取り組み内容

- 地域の実情に応じた緑地の保全や緑化の推進を図るため、都市計画マスタープランの策定にあわせ、緑地整備保全施策の指針となる「緑の基本計画」の策定を推進します。
- 地域特性に応じた調和のとれた街並みづくりを推進します。
- 歴史的建造物などの文化財や美しい海岸、みどり豊かな里山などの保全に努め、郷土の風土を生かしたまちづくりを推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
快適に生活できる住環境であると思う市民の割合	63.5%	

3-3-3 安心・快適な住環境づくりの推進

だれもが安心・快適に暮らしていくことのできる公共空間および居住空間の整備を推進します。

■取り組み内容

- 公共空間のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者住宅のバリアフリー化に向け支援します。
- 住宅の耐震化に対する助言などの支援を行い、震災時の被害の低減を図ります。
- 市営住宅の適正管理により居住者の安全確保に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
木造住宅耐震診断費補助事業	未実施	実施

主な実施事業

■匝瑳市「緑の基本計画」策定の推進
■（仮称）合併記念公園整備事業
■水道高料金対策事業
■八咫水道企業団等上水道事業
■東総衛生組合事業
■合併処理浄化槽普及促進事業（再掲）
■海岸高潮（侵食）対策事業の促進

施策3-4 安心・安全な地域づくりの推進

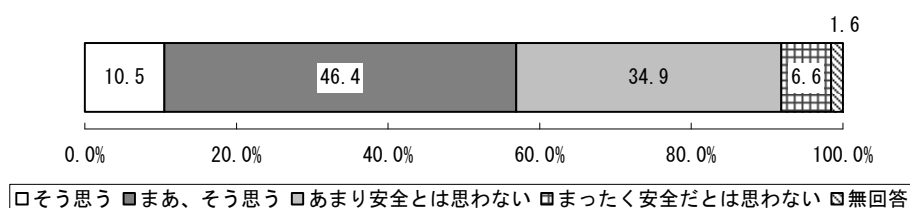
施策推進の背景と課題

本市は自然災害や犯罪の発生率が低く、比較的 안전한地域ではありますが、安全や危機管理に対する意識が高まってきており、市民意識調査でも、住みやすい住環境として「安全な環境」と回答した方が最も多くなっています。

万が一の災害発生に備え、危険か所の災害防止対策を進めるとともに、危機管理体制を強化し、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を平時から行っておく必要があります。

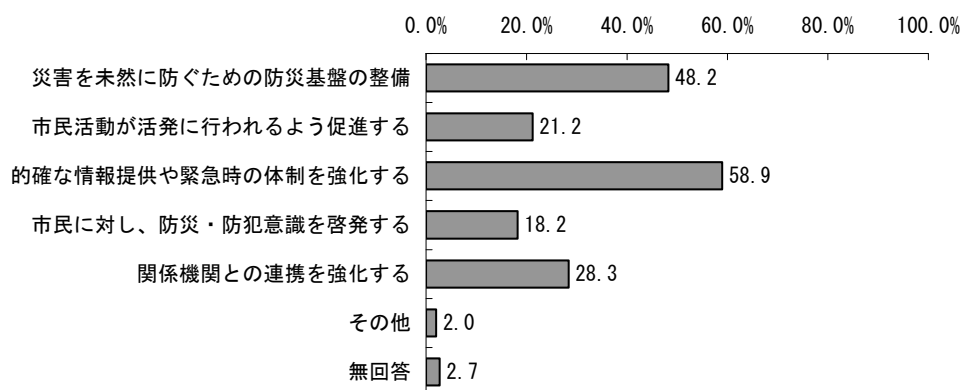
また、子どもに対する犯罪や事故への不安が大きくなっているとともに、高齢者の交通事故や犯罪被害の増加等も懸念されることから、地域全体で子どもや高齢者を見守っていく意識と体制づくりを推進していく必要があります。

■災害などに対して安全な地域か



(H18 市民意識調査)

■市の安全なまちづくりへの取り組みで重要なもの



(H18 市民意識調査)

施策の展開

3-4-1 防災対策の充実

災害の発生予防および被害軽減に向け、危機管理体制の強化と災害防止対策、防災意識の普及・啓発を推進します。また、自主防災組織などと連携を図りながら、災害時の避難・援護体制の強化に努めます。

■取り組み内容

- いざというときに迅速かつ的確な判断および行動がとれるよう、庁内の危機管理体制の強化とマニュアルなどの整備を図ります。
- がけ崩れ災害から市民の生命を守るため、急傾斜地に対して状況に応じた崩壊防止対策を推進します。
- 市民や関係機関の参加による防災訓練の実施やハザードマップの作成などを行い、防災意識の高揚を図ります。
- 地区区長会などで構成する自主防災組織の組織率向上を図るとともに活動を支援し、連携体制を強化します。
- 災害時に援護が必要な市民の把握に努めるとともに、災害時の避難・援護体制の構築を図ります。
- 避難施設の耐震化や生活必需品の備蓄、衛生環境の整備など、避難所の機能強化を図ります。
- 合併に伴う防災行政無線の一元化をはじめ、災害時の情報を迅速かつ的確に伝えるためのシステム強化を図ります。

■数値目標

目 評 指 評	現状	目標（４年後）
災害などに対して安全だと思う市民の割合	５６．９％	
自主防災組織の組織率（人口比率）	７６．５％	１００％
避難所耐震化率	４２．１％	４７．４％
防災行政無線戸別受信機設置数	９，５３８台	１３，０００台

3-4-2 消防・救急体制の強化

火災発生の予防のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体などと連携しながら、消防施設・設備の充実と救急体制の強化を図ります。

■取り組み内容

- 各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行い、消防団活動の充実・強化を図ります。
- 消防団および消防組合の活動に必要な費用および設備等に対する支援の充実に努めます。
- 市民の防火意識の普及・啓発に努めるとともに、火災予防に向けた取り組みを促進します。
- 高規格救急車の配置や救急救命士の養成などにより救急搬送体制の充実を図るとともに、応急手当の普及やAEDの設置促進などにより、救命率の向上を図ります。
- 救急医療機関との連携を図り、救急患者の受け入れ体制を強化します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
消防団に配備する水槽付消防車両の台数	１１台	１４台
高規格救急車の台数※	２台	４台
救急救命士の人数※	１３人	１８人
応急手当講習会の受講者数※	２，３５４人	
公共施設のＡＥＤ設置台数	１０台	２０台

注：※消防組合全体の数値

3-4-3 防犯体制の強化

関係機関などと連携しながら、防犯活動の活性化および防犯設備の整備・維持管理を促進します。また、まちぐるみで地域を見守る体制づくりと意識啓発を推進します。

■取り組み内容

- 防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供の充実により、防犯意識の普及・啓発および被害の未然防止に努めます。

- 警察署および防犯協会との連携強化を図るとともに、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努め、まちぐるみでの防犯活動を推進します。
- 夜間における犯罪、事故の発生を防ぐため、防犯灯など防犯設備の整備および維持管理を推進します。
- 犯罪防止のため、自治体や関係機関、市民、事業者等の役割や責務を定めた「生活安全条例」を制定し、安全なまちづくりを推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
防犯灯設置基数	３，８７９基	４，３００基

3-4-4 交通安全対策の充実

関係機関などと連携しながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、だれもが安心して通行することのできる安全な道路環境づくりを推進します。

■取り組み内容

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催および参加促進を図り、交通安全意識の普及・啓発に努めます。
- 歩道整備および道路拡幅を推進するとともに、交通安全施設の点検・整備など、通行しやすい道路環境の整備を推進します。
- 公共交通機関の車両や施設、道路施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が安全に移動できる環境の整備を推進します。
- 通学路にあたる道路の整備・拡幅を推進するとともに、地域住民による交通安全活動や街頭交通指導などの活動を促進し、登下校時の児童・生徒の安全確保に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
交通事故死亡者数	４人	０人

主な実施事業

■急傾斜地崩壊対策事業
■防災訓練
■自主防災組織整備事業
■（仮称）合併記念公園整備事業（再掲）
■防災行政無線整備事業
■消防施設整備事業（非常備）
■消防団運営事業
■匝瑳市横芝光町消防組合事業
■匝瑳市防犯協会事業
■防犯灯新設及び維持管理事業
■匝瑳市交通安全対策協議会事業
■交通安全対策事業の推進
■生徒通学用ヘルメット購入事業
■海岸高潮（侵食）対策事業の促進（再掲）
■平和行政の推進

基本目標 4

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

(教育・交流分野)

施策 4－1 学校教育の充実

- 4-1-1 生きる力を育む豊かな学校生活の充実
- 4-1-2 適性に応じたきめ細かな指導体制の充実
- 4-1-3 家庭・地域との連携強化
- 4-1-4 学校生活における安全の確保

施策 4－2 生涯学習・生涯スポーツの推進

- 4-2-1 生涯学習・生涯スポーツ機会の充実
- 4-2-2 生涯学習・生涯スポーツ施設の充実
- 4-2-3 指導者の発掘・育成
- 4-2-4 青少年の健全育成

施策 4－3 地域文化の振興

- 4-3-1 芸術文化とふれあう機会の充実
- 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全と活用
- 4-3-3 伝統文化の継承促進

施策 4－4 コミュニティの育成と交流活動の促進

- 4-4-1 地域活動における交流機会の充実
- 4-4-2 国際交流・地域間交流の促進
- 4-4-3 コミュニティ施設の整備・活用

施策 4－5 男女共同参画の促進

- 4-5-1 地域ぐるみによる男女共同参画の推進
- 4-5-2 個性と人権の尊重

施策 4-1 学校教育の充実

施策推進の背景と課題

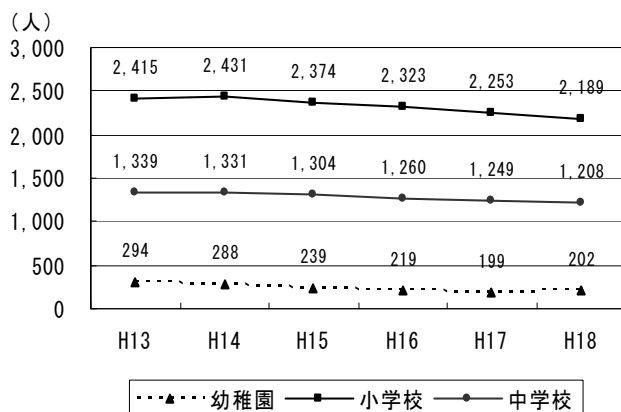
学校教育では、子どもたちの「生きる力」を育むため、豊かな心と健やかな体の形成とともに、「確かな学力」を身につけることが求められています。

近年の少子化の影響や近所付き合いの希薄化などにより、子どもたちが学ぶ環境が大きく変化してきています。地域や家庭と連携を図りながら、個性豊かな人間性の形成に取り組むとともに、きめ細かな指導と教育の質の向上等により、基礎的学力の向上を図っていく必要があります。

また、学校給食においては、地元農産物を利用した特色ある給食を推進しており、今後も、食育という観点から安全でバランスのとれた学校給食を提供していくことのできる体制を整備していく必要があります。

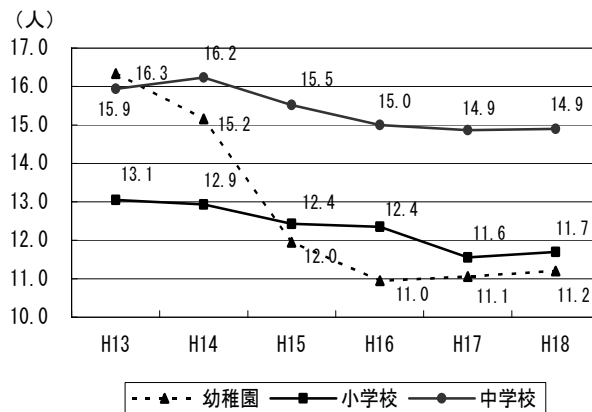
さらに、一日のうち多くの時間を過ごす学校施設と通学路においては、子どもたちの安全を確保していくための体制づくりが求められています。

■児童・生徒数の推移



(学校基本調査)

■1 教員あたり児童・生徒数の推移



(学校基本調査)

施策の展開

4-1-1 生きる力を育む豊かな学校生活の充実

「生きる力」を育むため、社会情勢に応じた教育の推進および教職員の資質の向上を図るとともに、充実した学習環境の中で、地域特性を生かした特色ある教育を進めます。

■取り組み内容

- 英語教育をはじめパソコンの整備や情報処理能力の向上を図り、情報化、国際化社会に対応した教育の充実を図ります。
- 各教科や総合的な学習の時間などを通して、郷土の歴史や産業、伝統文化、環境保全などを学習し、特色ある教育の推進を図ります。
- 基礎的・基本的学力の定着を図るため、学校施設を利用したサタデースクールの充実を図るとともに、適切な教材の使用に努めます。
- 体育大会や学校保健・体育活動などを通じて、児童・生徒の健康の保持・増進および体力づくりの推進を図ります。
- 市内事業所の協力を得ながら、社会体験機会の充実を図り、中学生のキャリア教育を推進します。
- 複式学級の解消を図るための補助教員を配置するとともに、児童の通学距離を勘案しながら適切な学区編成などを推進します。
- 安全・安心な学校生活環境を確保するため、老朽化した学校校舎などの改築など、学校施設・設備の充実を図るとともに、給食センターの整備・統合を推進します。
- 私立幼稚園への就園に際し、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。
- 教職員の資質の向上を図るため、教職員の研修参加の機会の充実と積極的な参加の促進を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
サタデースクール参加者数	１３５人	１５０人
社会体験学習参加者数	中学２年生	中学２年生
特色ある教育を実施している小中学校数	全１５校	全１５校
外国青年配置人数	３人	３人

4-1-2 適性に応じたきめ細かな指導体制の充実

一人ひとりの個性や能力、状況等に応じた指導ができる体制の充実を図るとともに、悩みや不安等を気軽に相談できる体制づくりを推進します。

■取り組み内容

- きめ細かな指導を行うため、小学校の多人数学級に補助教員を配置します。
- 特別支援教育の推進体制を強化し、障害のある児童生徒に対する適切な教育の推進を図ります。
- いじめや不登校などに悩む児童生徒や保護者に対し、専門家による相談・指導などの支援の充実を図ります。
- 経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助を行います。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
スクールカウンセラー配置数	４人	４人

4-1-3 家庭・地域との連携強化

地域に開かれた学校を目指し、地域の人材や意見を積極的に学校教育の場に活用していくとともに、ＰＴＡ活動の活性化を図り、家庭との連携体制の強化に努めます。

■取り組み内容

- 優れた知識や技術を有する地域の人材を、積極的に学校教育に活用することを推進します。
- 地域活動などに対し、学校施設の開放や教職員の派遣などを積極的に推進します。
- 多くの市民の目で、子供たちを守り育て行くために、学校支援ボランティアの充実を図ります。
- ＰＴＡ会員の交流や活動事例の紹介などにより、ＰＴＡの自主的な活動の活性化を図ります。
- 放課後の児童の居場所を確保するため、学校施設などを利用した放課後児童クラブの充実を図ります。（再掲）

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
特別非常勤講師活用配置事業（地域人材活用）実施校数	１２校	全１５校
学校支援ボランティア数	０人	５００人
学校と家庭・地域との連携がなされていると思う市民の割合	６０．８％	

4-1-4 学校生活における安全の確保

地域や家庭、関係機関などと連携しながら、子どもの安全を確保するための体制強化を図るとともに、学校施設の計画的な整備を推進します。

■取り組み内容

- 学校内の犯罪や事故の防止を図るため、学校における防犯・事故防止マニュアルの策定・活用を推進します。
- 関係機関と連携しながら、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。
- 学校施設の耐震補強工事を計画的に推進し、地震発生時の児童生徒の安全確保に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
小中学校施設耐震化率（棟数率）	５４％	５６％

主な実施事業

■サタデースクール事業
■児童・生徒教育活動助成事業
■外国青年招致事業
■教育用パソコン活用事業
■特色ある学校づくり補助事業
■地域の人材を活用した教育活動推進事業
■スクールバス運行事業・中学校遠距離通学費補助事業
■豊栄小学校屋内運動場・校舎改築事業
■野栄中学校校舎改築事業
■給食センター統合事業
■私立幼稚園就園奨励費補助事業・同運営助成事業
■多人数学級補助教員活用事業
■特別支援教育就学奨励費補助事業
■特別支援教育体制推進事業
■スクールカウンセラー設置事業
■子どもサポート事業
■心の教室相談員活用事業
■指導センター事業
■要保護及び準要保護児童生徒援助事業
■学校支援ボランティア事業
■小中学校施設耐震診断実施事業
■放課後児童クラブ設置育成事業（再掲）

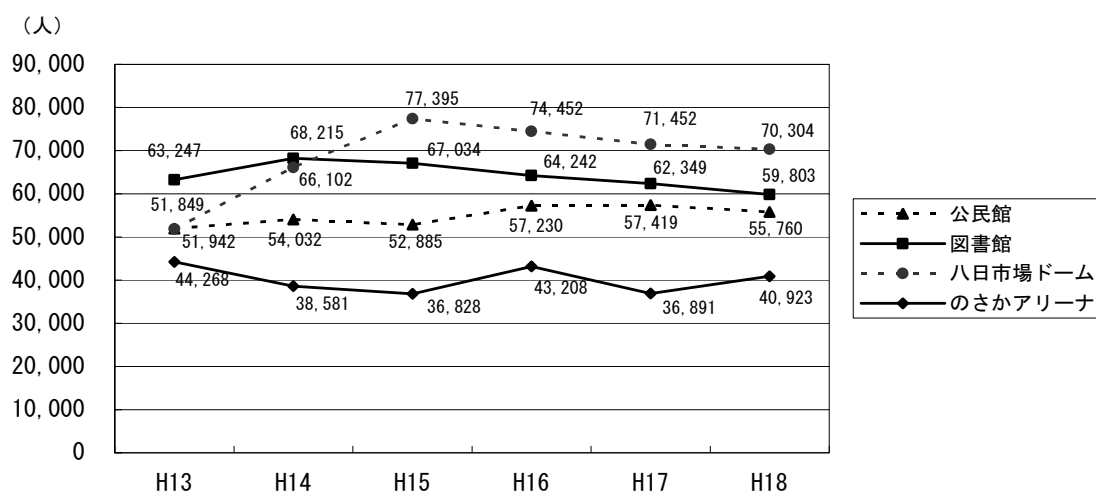
施策4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策推進の背景と課題

アンケート調査によると、現在、生涯学習としての習い事や趣味の活動に参加している人の割合は1割以下ですが、今後、参加したいと思っている人は4割以上となっています。こうした生涯学習・生涯スポーツ意欲を実践に移すことができるよう、多様化するニーズに応じた魅力ある機会の提供および活動拠点となる施設の整備を推進するとともに、団塊の世代をはじめ、知識や技能をもつ地域の人材を指導者として育成していく必要があります。

また、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、さまざまな機会や体験を通じて社会性を身に付けていくことができるよう、地域や関係機関などとの連携による自主的な活動の活性化を図るとともに、家庭での教育力の向上を支援していくことが求められています。

■主な生涯学習・スポーツ施設利用者数の推移



(市生涯学習課調)

施策の展開

4-2-1 生涯学習・生涯スポーツ機会の充実

多様化する学習ニーズやスポーツニーズに応じた活動機会の充実を図るとともに、活動団体に対する支援の充実を図り、市民の自主的な活動の活性化を図ります。

■取り組み内容

- 市民の学習ニーズを把握しながら公民館の各種講座・教室の充実に努めるとともに、市政等に関して説明する「出前講座」を積極的に推進します。
- 各種スポーツ大会や体験活動などの各種イベントやスポーツ教室の充実と参加促進を図ります。
- 生涯学習・スポーツへの意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。
- 健康づくり事業との連携を図りながら、気軽かつ安全に楽しむことのできる生涯スポーツの促進を図ります。
- 市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、さまざまな情報提供や活動の場の充実、活動紹介などを行います。
- 関係団体などと連携しながら、総合型地域スポーツクラブの設立推進および運営支援を図ります。
- 平成22年度に開催される「ゆめ半島千葉国体」に向け、推進体制の強化と施設整備、選手の育成を推進するとともに、市民のスポーツ意欲の向上を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
スポーツ教室への参加者数	539人	
公民館講座参加者数	9,353人	
生涯学習として習い事や趣味の活動に参加している市民の割合	9.4%	

4-2-2 生涯学習・生涯スポーツ施設の充実

施設の整備および有効活用を図ることで、生涯学習および生涯スポーツ、レクリエーションの活動拠点を確保し、気軽楽しむことのできる環境づくりに努めます。

■取り組み内容

- 野手浜総合グラウンドの整備と、スポーツ施設の適正管理・機能強化を推進します。
- 市民のレクリエーション拠点として、吉崎浜野外活動施設の充実を図ります。
- 市民のニーズに応じた図書館の蔵書の充実および機能強化を図るとともに、野栄総合支所の空きスペースを活用した「(仮称) のさか図書館」を整備します。
- 各施設の利用や図書の予約を容易にするシステムの充実および周知を図り、利用促進を図ります。
- 学校施設の地域への開放を推進し、生涯学習・生涯スポーツ活動の場の確保・充実を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標 (4 年後)
スポーツ施設利用者数	1 9 3 千人	2 1 0 千人
図書館貸出冊数	3 1 8 千冊	

4-2-3 指導者の発掘・育成

市民が持つ知識や技能を積極的に活用できる仕組みの充実を図り、幅広い分野の指導者を発掘・確保していくとともに、研修会などを通じて指導者の育成を図ります。

■取り組み内容

- さまざまな知識や技能を有する市民を発掘・育成する仕組みとして「生涯学習ボランティア」を充実し、積極的に活用します。
- 指導者の資質向上のため、関係団体と連携しながら研修会や講習会を実施し、参加を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標 (4 年後)
スポーツリーダーバンク登録者数	5 人	2 0 人

4-2-4 青少年の健全育成

青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、地域、学校、家庭および関係機関と連携しながら、あらゆる場面や機会を通じて青少年を育て、見守る体制づくりに努めます。

■取り組み内容

- 子ども会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの活動に対する支援の充実を図ります。
- ニュースポーツ教室や映画会、自然体験活動などを行い、子どもたちの健全育成を推進します。
- インターネットや電子メールの利用における情報モラル教育を実施します。
- 家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や小中学校において家庭教育学級を開設し、参加を促進します。
- PTAや青少年相談員などと連携しながら、地域全体で青少年を見守り、指導していく体制を強化します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（4年後）
青少年体験活動参加者数	921人	
家庭教育学級参加者数（率）	62.7%	80%

主な実施事業

■生涯学習講座開催事業
■スポーツ健康推進事業
■公民館まつり開催事業
■社会教育団体育成事業
■青少年体験活動推進事業
■野手浜総合グラウンド整備事業
■図書館電算システム運用事業

■（仮称）のさか図書館整備事業
■読書普及促進事業
■家庭教育力活性化支援事業

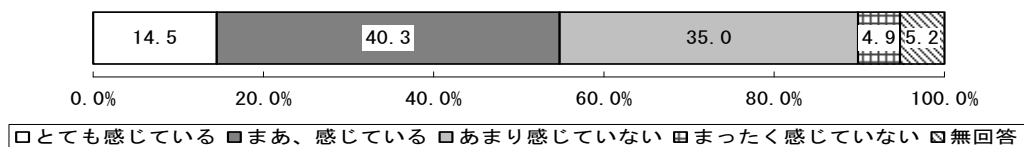
施策 4-3 地域文化の振興

施策推進の背景と課題

本市には歴史的建造物や地域に根ざした祭りなど、数多くの有形・無形の文化財が存在し、地域の個性であるとともに、市民の自慢のひとつとなっています。

近年では、自然環境や文化財への価値が見直され、地域資源として、また地域の誇りとして再認識されてきていますが、市民意識調査では、特に若い世代で地域の伝統や文化に対して愛着を感じていない人の割合も高いことから、さまざまな機会の提供により、地域の魅力に触れ、見直すきっかけづくりを推進していくことで、貴重な文化財や地域に根付いた身近な伝統文化を大切に、後世に伝えていくための意識の醸成および保存活動の促進を図っていく必要があります。

■地域の伝統や文化に愛着を感じているか



(H18 市民意識調査)

■本市の主な文化財

種類	文化財名	所在	所有・伝承者
国：重文	絹本着色愛染明王像	横須賀	長徳寺
国：重文	絹本着色普賢延命像	横須賀	長徳寺
国：重文	飯高寺講堂・鼓楼・鐘楼・総門	飯高	飯高寺
県：有考	丸木舟	八日市場イ	匝瑳市
県：有考	中台板石塔婆（建長5年在銘）	中台	中台区
県：有工	梵鐘（文和2年在銘）	宮本	熊野神社
県：有絵	聖画	蕪里	ハリストス須賀正教会
県：無民	八日市場の盆踊り	米倉・砂原	八日市場盆踊保存会
県：有絵	絹本着色高野四社明神図	八日市場イ	福善寺
県：有彫	木造釈迦涅槃像	八日市場イ	下出羽区
県：記史	飯高檀林跡	飯高	飯高寺
県：有絵	絹本着色十二天像	八日市場イ	福善寺
県：有絵	絹本着色真言八祖像	八日市場イ	福善寺
県：有古	天正検地帳（下総国匝瑳松山御神領帳）	松山	松山神社
県：無民	仁組獅子舞	栢田	仁組獅子舞保存会
県：有建	飯高神社本殿	飯高	飯高神社
県：有絵	絹本着色十王像	八日市場木	西光寺
県：有絵	絹本着色阿字観像	貝塚	宝光寺

施策の展開

4-3-1 芸術文化とふれあう機会の充実

市民の自主的な活動に対する支援の充実を図るとともに、優れた芸術・文化に触れる機会の充実および参加促進を図ります。

■取り組み内容

- 芸術文化活動団体の活動の活性化に向け、文化団体に対して活動の場の提供などの支援に努めます。
- 市民の芸術文化活動の成果を発表する場を充実させ、活動意欲の醸成と相互の交流を促進します。
- 芸術文化イベントを開催し、市民が優れた芸術文化を鑑賞することのできる機会の充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
文化団体数・会員数	59団体 1,068人	

4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全と活用

有形・無形の文化財に対する意識の醸成および指定の推進を図り、地域の財産としてその保全と活用に努めます。

■取り組み内容

- 地域の歴史や文化財に対する意識の醸成を図るため、歴史的建造物などを活用した文化イベントの開催や歴史・文化に触れることのできる機会を提供します。
- ハリストス正教会聖画をはじめ指定文化財の保存・修復を行うとともに、本市にある文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の発掘に努め、その保全と活用を図ります。
- 地域の文化財を紹介するガイドボランティアを育成し、積極的に活用していくことで、本市の文化財の価値に対する認識を市内外に広めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
文化財指定（登録）数	指定 7 3 件 登録 2 件	指定 7 5 件 登録 4 件
文化財ガイドボランティア登録者数	2 人	1 0 人

4-3-3 伝統文化の継承促進

古くから伝えられる地域に根付いた文化の継承を促進するため、後継者の育成に努めるとともに、その価値を評価し、市内外に周知していきます。

■取り組み内容

- 伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化と後継者の育成を図ります。
- 多くの市民が伝統文化に触れることのできる場を充実させ、伝統文化に対する意識の高揚を図ります。
- 観光分野との連携しながら、本市の伝統文化のPRを推進し、その価値を市内外に広めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
地域の伝統・文化に愛着を感じている市民の割合	5 4 . 8 %	
伝統文化保存団体数・会員数	9 団体 3 2 1 人	

主な実施事業

■文化団体協議会助成事業
■公民館まつり開催事業（再掲）
■飯高檀林コンサート委託事業
■ハリストス正教会聖画保存修理事業
■飯高寺管理事業
■檀林大学事業
■ふるさと自然散策道管理事業
■無形民俗文化財保存会補助事業
■匝瑳市ホームページの文化情報発信

施策 4-4 コミュニティの育成と交流活動の促進

施策推進の背景と課題

さまざまな世代や価値観・文化をもつ人々と交流していくことは、豊かな人間性の形成とともに、地域の連帯感やまちに対する帰属意識の醸成につながります。

本市では、もともと地域の連帯感が強く、また、各地区でコミュニティセンターなどの拠点施設が整備されているなど、コミュニティ育成の環境は比較的整っているものの、最近では価値観やライフスタイルの多様化により、近隣関係の希薄化も進んでおり、今後は、拠点施設を有効活用しながら多様な交流が行われるよう自主的な活動に対する支援とともに活動を牽引するリーダーの育成が課題となります。

また、産業振興分野との連携などにより、都市住民をはじめ、さまざまな地域との交流機会の創出を図るとともに、成田空港に近接する地理的特性を活かしながら、国際交流事業の活性化を図り、市民レベルでの相互理解の促進を図っていくことが求められています。

■地域活動団体数

町内会・自治会	391団体
地域振興協議会数	12団体
NPO 法人	1団体

(市環境生活課調)

施策の展開

4-4-1 地域活動における交流機会の充実

自主的な地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めるとともに、市民が気軽に参加できるための情報提供および機会の創出を図ります。

■取り組み内容

- 地域活動の活性化を図るため、地域活動団体の活動に対する助成を行います。
- 地域活動団体同士の連携・交流を促進するための情報提供を推進します。
- 市民が地域活動に気軽に参加できるよう、世代間交流の機会を充実させるとともに、地域活動やイベントなどに関する情報提供を充実させます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
地域づくり活動へ参加している市民の割合	18.8%	

4-4-2 国際交流・地域間交流の促進

国際交流活動団体の活動の活性化を図るとともに、各種団体が行う交流活動を支援します。また、外国人や都市住民が滞在しやすい環境づくりに努めます。

■取り組み内容

- 日本語教室や在住外国人との交流活動を推進する国際交流活動団体の活動に対する支援を行います。
- 各種イベント等の共同開催や市民レベルでの交流促進など、地域間交流の機会の充実を図ります。
- 臨空地域という特性を活かし、外国人や都市住民が立ち寄りやすい受け入れ体制の整備について検討・推進していきます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
他市町村や外国の方たちと交流活動をしている市民の割合	3.3%	
国際交流協会 会員数	93人	120人

4-4-3 コミュニティ施設の整備・活用

コミュニティ施設の整備を推進するとともに、学校施設も含め、既存施設の有効活用により、活動拠点の確保に努めます。

■取り組み内容

- コミュニティの拠点としての機能を持つ市民ふれあいセンターの施設・設備の充実と、市内9地区に整備されている地区コミュニティセンターの有効活用および適正な管理を推進します。
- 各地区の集会施設の整備を促進します。
- 学校施設をコミュニティ活動に積極的に開放し、活動の場の確保・充実に努めます。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
地区コミュニティセンター利用者数	105百人	

主な実施事業

■コミュニティ育成事業
■国際交流事業
■地区コミュニティセンター管理事業
■市民まつりの開催（再掲）
■まちづくり振興基金の造成

施策 4-5 男女共同参画の促進

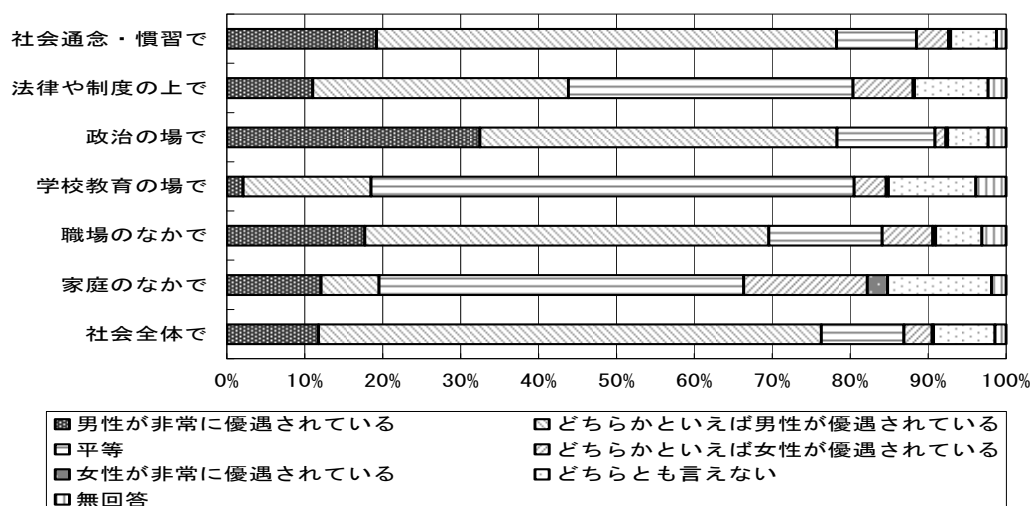
施策推進の背景と課題

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付けていますが、現在でも性別による固定的な役割分担や偏見、社会通念や慣習などが根強く残っています。

女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現には、男女共同参画意識の醸成はもとより、制度等により、積極的に女性の社会進出を促すしくみも必要です。

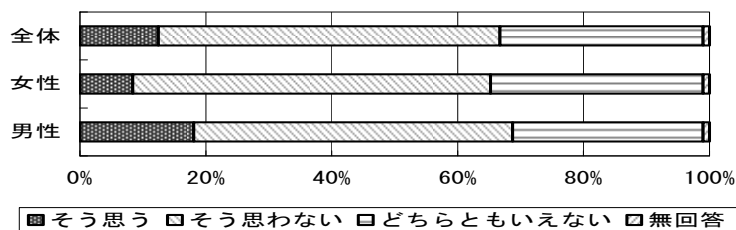
市民や地域活動団体、事業者と男女共同参画に対する認識や目的意識を共有しながら、それぞれの主体的な行動を促す環境づくりと具体的支援が求められています。

■ 男女平等意識



(男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査)

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



(男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査)

施策の展開

4-5-1 地域ぐるみによる男女共同参画の推進

市民の男女共同参画意識の醸成を図るとともに、地域団体や事業者などとの連携・協力により、職業活動と家庭やプライベート、地域での活動とのバランスが取れた多様な生き方を選択ができる環境の整備を促進します。

■取り組み内容

- 男女共同参画に関する生涯学習や講演会などを開催し、男女共同参画意識の向上を図ります。
- 社会制度や慣行にある固定的性別役割分担や男女差別に対する認識を深め、見直していくよう意識啓発に努めます。
- 性別にかかわらず、仕事と生活のバランスが取れた暮らしが実現できる環境の整備および意識啓発を促進します。
- 地域活動の多様化と参加促進に向けた取り組みにより、男女が協力し合いながら地域活動を行うことができる環境づくりを推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
男女共同参画推進計画の策定	未策定	策定

4-5-2 個性と人権の尊重

あらゆる分野や場面で男女が均等に参画していく環境の整備を促進し、性別にかかわらずその人の個性と能力が十分発揮できる社会の実現を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる女性の健康支援を図ります。

■取り組み内容

- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、あらゆる場面の意思決定の場において男女の均等な参画を促進します。
- 育児や介護等によりいったん離職した女性が、希望に沿った再就職・起業などが実現できる再チャレンジ支援を推進します。
- 地域および企業活動において女性が参画する機会の確保を促進するとともに、多様な視点から研修会や養成講座を開催します。
- 人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関な

どと連携しながら相談窓口および保護体制の充実を図ります。

- 生涯を通じた女性の健康支援を図るため、発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産をはじめ生涯を通じた女性の健康支援を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（4年後）
審議会・委員会の女性委員比率	20.7%	30%

主な実施事業

■男女共同参画計画策定事業
■広報・啓発の推進
■婦人会助成事業

基本目標 5

市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

（住民協働・行財政分野）

施策 5－1 まちづくり情報共有の推進

- 5-1-1 広報・広聴の充実
- 5-1-2 情報公開の推進
- 5-1-3 協働によるまちづくりの推進
- 5-1-4 議会の活性化

施策 5－2 行財政運営の効率化・高度化

- 5-2-1 行財政の健全化
- 5-2-2 職員の資質の向上と効率的な業務推進
- 5-2-3 電子自治体の推進

施策 5－3 広域行政の推進

- 5-3-1 国・県、近隣自治体との連携強化

施策 5-1 まちづくり情報共有の推進

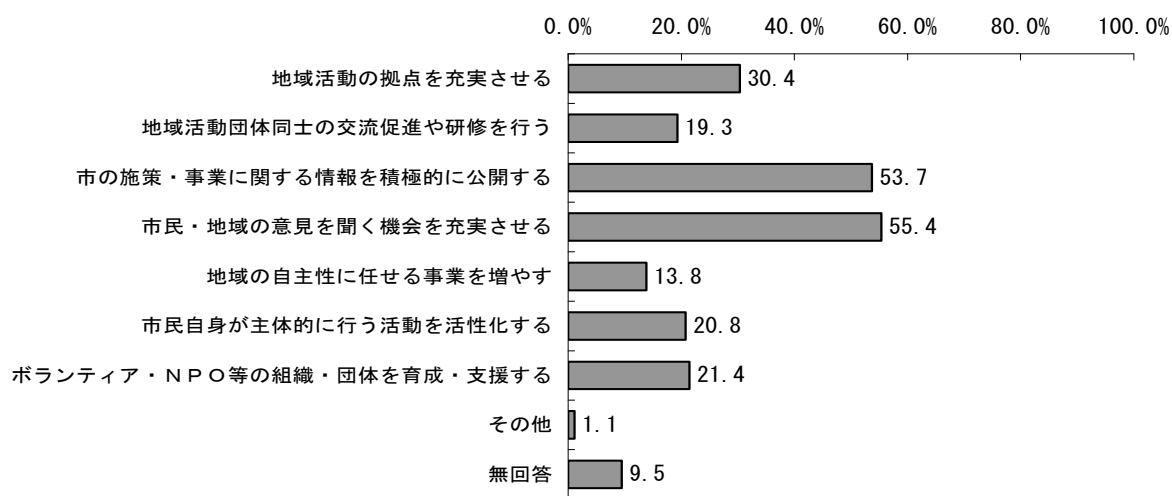
施策推進の背景と課題

協働によるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がまちづくりにおける課題や目指すべき方向性を共有していくことが条件となります。

市民意識調査でも、協働によるまちづくりを推進していくための取り組みとして、「市の施策や事業に関する積極的な情報公開」と「市民や地域の意見を聞く機会の充実」が重要視されており、さまざまな機会や媒体を通じて、市民と行政が情報を共有していくことが求められています。

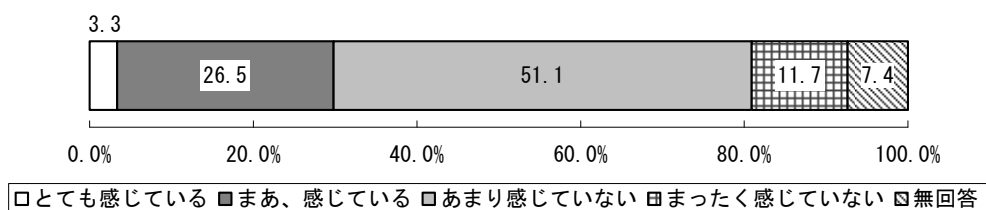
また、分野や活動によってさまざまな主体の組み合わせによるまちづくりが期待されることから、多様な形態による協働の可能性を検討していくとともに、市民に対する協働への理解の促進と人材育成を推進していくことが必要です。

■市民と行政が協働してまちづくりを進めるために重要なこと



(H18 市民意識調査)

■市の行財政運営に関して情報提供や公開が十分と感じるか



(H18 市民意識調査)

施策の展開

5-1-1 広報・広聴の充実

さまざまな媒体や機会を通じてまちづくりに関する情報をわかりやすく提供していくとともに、市の現状や市民の要望を把握するための機会の充実に努めます。

■取り組み内容

- 市の現状や取り組み状況などの行政情報について、市ホームページや広報紙、出前講座等でわかりやすく情報提供していきます。
- 区長会や市ホームページなどを通じて市民と行政あるいは市民同士が市政に関して意見交換することができる場を充実します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
市ホームページを見たことのある市民の割合	25.1%	

5-1-2 情報公開の推進

市政に関する情報を積極的に公表していくとともに、迅速かつ適正な情報公開を進め、透明性の高い市政運営に努めます。

■取り組み内容

- 審議会などにおける審議結果を市ホームページに公表します。
- 迅速かつ適正な情報公開を推進するとともに、情報公開制度の目的や趣旨、方法などを周知し、制度の適切な有効活用を促進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4年後）
市の行財政運営に関する情報提供・公開が十分だと感じる市民の割合	29.8%	

5-1-3 協働によるまちづくりの推進

行政課題の共有およびまちづくりを担う人材や組織の育成を図りながら、多様な協働のかたちによるまちづくりを推進します。

■取り組み内容

- 多様な協働の在り方を検討しながら、まちづくりを担う人材や組織の育成を図り、本市にふさわしいまちづくり体制の構築を推進します。
- 協働を推進するための庁内体制の強化を図ります。
- 計画段階からの市民参画を推進し、公募等による市民参加を促進するとともに、パブリック・コメントの実施を推進します。
- 民間委託や指定管理者制度の適用拡充など、民間活力の積極的な導入を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（4年後）
地域振興活動へ参加している市民の割合	1. 8%	
パブリック・コメントの制度化	個別実施	制度化

5-1-4 議会の活性化

開かれた議会活動の推進と議員活動の活性化を図るため、議会内容を広く市民に伝え、積極的な情報提供に努めるとともに、議員の活動基盤の充実を図ります。

■取り組み内容

- 議会の内容を広く市民に伝えるため、議会だよりや議事録などの情報発信を充実するとともに、本会議の公開方法など検討し、開かれた議会を推進します。
- 議員活動の充実を図るため、透明性を確保しながら、市政に関する調査・研究活動に対する支援を行います。

■数値目標

目 標 指 標	現状	目標（4年後）
会議傍聴人数	94人	

主な実施事業

■広報そうさの発行
■匝瑳市ホームページ更新事業
■匝瑳市区長会助成事業
■統計そうさ作成事業
■情報公開事業
■議会だより発行事業
■政務調査費交付事業

施策 5-2 行財政運営の効率化・高度化

施策推進の背景と課題

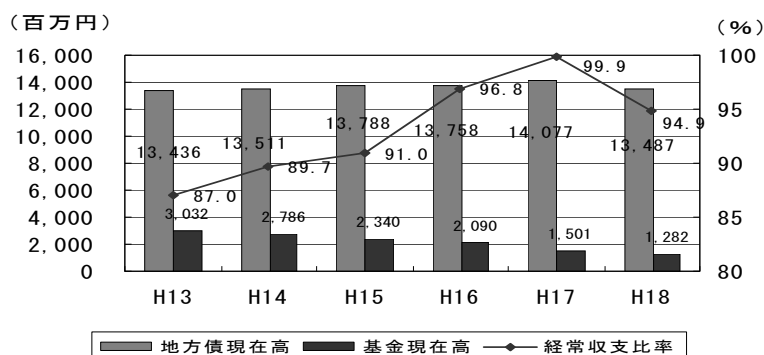
経常収支比率が90%を超え、財政運営の弾力性が失われていることから、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

本市では、平成18年度に策定した行政改革大綱に従い、組織機構や事務事業の見直し、自主財源の確保などに努めており、一定の成果をあげているものの、依然として厳しい状況下であり、今後も財政の健全化に向けたさらなる取り組みの推進により、持続可能な行財政運営への転換を図っていかねばなりません。

また、行財政の効率的かつ高度な運営においては、職員の資質および能力によることも大きいことから、適正な定員管理を徹底するとともに、研修制度の強化を図り、職員の資質および能力の向上を図っていくことが必要です。

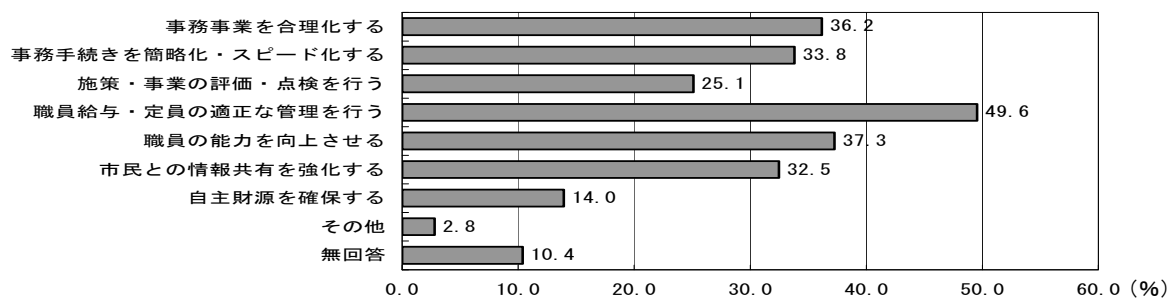
さらに、情報通信技術の活用も行政運営の効率化と高度化には欠かせない課題であり、電算システムの安定稼働と情報セキュリティの確保を図りながら、行政事務の効率化及び市民の利便性の向上に努めていく必要があります。

■経常収支比率の推移



(地方財政状況調査)

■市の行財政改革の取り組みで重要なもの



(H18 市民意識調査)

施策の展開

5-2-1 行財政の健全化

自主財源の確保を図りながら、限られた財源の重点的・計画的な配分に努める一方で、経費節減に取り組むことで、財政の健全化を図ります。

■取り組み内容

- 市税の確実な徴収に努めるとともに、使用料などの適正化や国・県の補助金などの有効活用、未活用市有財産の処分などにより、財源の確保に努めます。
- 予算に対する業績、成果を一定の基準・指標を用いて評価する「行政評価システム」を導入し、事務事業の合理化および重点的な実施を図ります。
- 職員の定員管理及び給与の適正化により人件費の抑制を図ります。
- 市ホームページや広報紙などに市の財政状況をわかりやすく掲載し、市民との情報共有および財政運営の透明性の確保を図ります。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（４年後）
経常収支比率	９４．９％	９０％以下
職員数（病院事業会計に属する医療職等を除く）	３９０人	３３９人

5-2-2 職員の資質の向上と効率的な業務推進

職員研修の充実を図るとともに、能力を最大限発揮することのできる職場環境を整備することにより、質の高い業務の遂行を図ります。

■取り組み内容

- 職員の政策形成能力および業務遂行能力の向上を図るため、職員研修を充実させるとともに、自己啓発に向けた自主的な取り組みを促進します。
- 職員が主体的に取り組める環境づくりに向け、新しい行政分野やプロジェクトなどに必要な知識や意欲のある人材を公募する庁内公募制度の導入などを推進します。
- ジョブローテーションを通じて幅広い職務分野を担う人材を育成するとともに、特定の職務分野に精通した職員を計画的に育成する複線型の人事管理を推進します。
- 市民ニーズに柔軟に対応でき、かつ効率的な組織機構の構築を図ります。
- 情報通信技術を活用した行政事務の電子化による庁内での情報共有と業務の効率化を推進します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
研修参加職員数	1 5 2 人	1 8 0 人
職員提案制度提案件数	0 件	1 0 件

5-2-3 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。

■取り組み内容

- 行政事務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、内部事務処理の電子化と行政手続などのオンライン化を推進します。
- システムの安定運用および不正アクセスなどによる情報流出などを防ぐため、情報セキュリティ対策を強化します。

■数値目標

目 標 指 標	現 状	目 標（4 年後）
公的個人認証発行件数	8 2 件	

主な実施事業

■行政改革大綱の推進
■財政健全化計画の推進
■航空写真撮影業務委託事業
■市税等徴収補助員設置事業
■納税貯蓄組合助成事業
■職員研修事業
■電子計算処理事業
■電子自治体推進事業

施策 5-3 広域行政の推進

施策推進の背景と課題

市民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大し、また、行政需要の多様化・高度化により単独市町村での解決が困難な課題が増えるなど、広域の連携による対応や課題解決の必要性が高まっています。

現在、近隣市町村と一部事務組合などを構成し、消防、水道、ごみ・し尿処理の各分野のほか、職員の共同研修や共同採用試験などを行っています。

今後も、広域的な行政課題に適切に対応するため、近隣自治体との連携を図りながら、効率的な事務事業の実施に努めるとともに、国や県、共通課題を持つ他自治体などとの連携を強化しながら、共同による調査研究および事業実施に取り組み、多様化・高度化した住民ニーズに的確に対応していく必要があります。

■本市が加入している一部事務組合等

名 称	構成団体	内 容
匝瑳市横芝光町消防組合	匝瑳市、横芝光町	消防
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場、ごみ処理
八咫水道企業団	匝瑳市、横芝光町	上水道
東総衛生組合	匝瑳市、旭市、多古町、横芝光町	し尿収集処理
九十九里地域水道企業団	匝瑳市、茂原市、東金市、山武市、横芝光町、大網白里町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給
東総地区広域市町村圏事務組合	匝瑳市、銚子市、旭市	職員共同採用試験、職員共同研修、市町村圏計画の策定、ごみ処理
千葉県市町村総合事務組合	県下全市町村・一部事務組合・広域連合	公平委員会、常勤職員の退職手当、交通災害共済、非常勤職員の公務災害ほか
千葉県自治センター	県下全市町村	職員共同研修、自治研修センターの運営ほか
千葉県後期高齢者医療広域連合	県下全市町村	後期高齢者医療保険

施策の展開

5-3-1 国・県、近隣自治体との連携強化

国・県、近隣自治体との情報共有を強化しながら、高度な行政需要への対応に取り組んでいきます。

また、日常生活圏の拡大に対応するため、広域的行政課題への取り組みを共同で行うとともに、連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ります。

■取り組み内容

- 高度なインフラ整備や広域的課題への対応において、国・県が主体となって実施する事業の推進を図ります。
- 広域的行政課題に対する情報共有を図りながら、連携のとれた取り組みの実施を推進します。
- ごみ処理、消防の広域事業化を推進するとともに、病院事業の広域連携強化を推進します。
- 一部事務組合および広域連合の円滑な運営を図るため、構成自治体および組織事務局との連携を強化します。
- 県との連携強化により、職員の政策形成能力や行政運営能力の向上を図ります。
- 市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性を高めます。

主な実施事業

■銚子連絡道路の整備促進（再掲）
■県営経営体育成基盤整備事業（再掲）
■東総地区広域市町村圏事務組合ごみ処理事業の推進（再掲）
■常設消防組織の再編の検討
■東総地域広域医療連携の強化（再掲）
■一部事務組合の事業推進
■後期高齢者医療広域連合事業

資料編

第 1 章 計画策定について

第 1 項 計画の策定経過

期 日	内 容
平成 1 8 年	
6 月 1 9 日	総合計画策定方針決定
3 0 日	総合計画策定委員会規則施行
7 月 4 日	第 1 回総合計画策定委員会開催
1 0 日	まちづくり御意見箱設置（設置場所：市役所ロビーほか 4 か所 設置期間：8 月 1 6 日まで） 提案件数：有効 30 件 報告書作成 職員アンケート実施（対象：全職員 期間：7 月 2 1 日まで） 回答数：4 5 4 件 報告書作成
1 3 日	市民意識調査実施（対象：1 6 歳以上の市民 2 千人 期間：7 月 3 1 日まで） 回答数：8 9 6 件 回収率 4 4.8 % 報告書作成
1 4 日	各種団体アンケート実施（対象：市内主要団体 6 1 団体 期間：8 月 4 日まで） 回答数：42 団体 報告書作成
2 1 日	総合計画策定委員会専門部会合同会議（全 6 部会）開催
9 月 4 日	第 1 回市民フォーラム 2 1 開催
1 1 日	第 1 回少子化対策部会、第 1 回生活環境都市建設部会開催
1 4 日	第 1 回住民協働行財政部会、第 1 回産業経済部会開催
1 5 日	第 1 回健康福祉医療部会、第 1 回教育交流部会開催
2 5 日	第 1 回健康福祉医療部会健康医療小部会開催
2 7 日	第 1 回健康福祉医療部会福祉小部会開催 第 1 回少子化対策部会子育て支援小部会開催
2 8 日	第 1 回少子化対策部会子育て環境小部会開催
1 0 月 3 日	第 2 回健康福祉医療部会健康医療小部会開催 第 2 回健康福祉医療部会福祉小部会開催 第 2 回市民フォーラム 2 1 開催
1 1 日	第 2 回教育交流部会開催 第 2 回少子化対策部会子育て支援小部会開催 第 2 回少子化対策部会子育て環境小部会開催
1 2 日	第 3 回健康福祉医療部会健康医療小部会開催
1 7 日	第 2 回健康福祉医療部会開催

期 日	内 容
2 6 日	第 3 回健康福祉医療部会福祉小部会開催
1 1 月 2 日	第 3 回健康福祉医療部会開催
	第 4 回健康福祉医療部会健康医療小部会開催
	第 4 回健康福祉医療部会福祉小部会開催
8 日	第 2 回総合計画策定委員会開催
1 4 日	第 3 回市民フォーラム 2 1 開催
1 7 日	第 3 回教育交流部会開催
2 6 日	団体懇談会開催（対象：市内主要団体 6 6 団体） 報告書作成
2 7 日	第 2 回生活環境都市建設部会、第 2 回少子化対策部会開催
2 8 日	第 2 回産業経済部会
	第 4 回教育交流部会
	第 2 回住民協働行財政部会開催
1 1 月 2 9 日	第 3 回総合計画策定委員会開催
1 2 月 1 1 日	部会長・副部会長ヒアリング（全 6 部会）
1 2 日	第 4 回市民フォーラム 2 1 開催
平成 1 9 年	
1 月 2 3 日	第 5 回市民フォーラム 2 1 開催
2 月 6 日	第 3 回少子化対策部会
	第 4 回健康福祉医療部会
	第 5 回教育交流部会開催
	第 6 回市民フォーラム 2 1 開催
1 3 日	第 3 回生活環境都市建設部会、第 3 回産業経済部会開催
	第 3 回住民協働行財政部会開催
1 9 日	第 4 回総合計画策定委員会開催
3 月 5 日	市議会全員協議会で基本構想(素案)を説明
1 5 日	基本構想(素案)にかかるパブリック・コメントの実施（～ 4 月 1 6 日）
2 3 日	第 7 回市民フォーラム 2 1 開催
4 月 1 6 日	基本構想(素案)にかかるパブリック・コメント意見募集終了
5 月 2 1 日	総合開発審議会で基本構想(案)を審議
6 月 2 2 日	市議会で基本構想を議決
1 0 月 1 2 日	第 6 回教育交流部会開催
1 0 月 1 6 日	第 5 回健康福祉医療部会、第 4 回産業経済部会開催
	第 4 回生活環境都市建設部会開催
1 0 月 1 7 日	第 4 回少子化対策部会開催
1 0 月 1 9 日	第 4 回住民協働行財政部会開催

期 日	内 容
1 1 月 1 9 日	第 6 回健康福祉医療部会、第 5 回住民協働行財政部会開催
1 1 月 2 0 日	第 5 回生活環境都市建設部会、第 5 回産業経済部会開催
1 1 月 2 1 日	第 7 回教育交流部会開催
1 1 月 2 7 日	第 5 回総合計画策定委員会開催
1 2 月 1 0 日	前期基本計画(素案)にかかるパブリック・コメントの実施 (～1 月 1 0 日)
1 2 月 1 2 日	市議会全員協議会で前期基本計画(素案)を説明
1 月 1 0 日	前期基本計画(素案)にかかるパブリック・コメント意見募集終了
1 月 3 0 日	総合開発審議会前期基本計画(案)を審議
2 月 1 5 日	前期基本計画を決定

第2項 諮問・答申

(1) 基本構想

[諮 問]

匝 企 第 3 7 号

平成19年5月21日

匝瑳市総合開発審議会

会長 江波戸 三好 様

匝瑳市長 江波戸 辰夫

匝瑳市基本構想（案）について（諮問）

次のことについて、匝瑳市総合開発審議会条例第2条の規定により諮問
します。

[答 申]

平成19年5月25日

匝瑳市長 江波戸 辰夫 様

匝瑳市総合開発審議会

会長 江波戸 三好

匝瑳市基本構想（案）について（答申）

平成19年5月21日付け匝企第37号で諮問のありましたこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

本件については、策定過程において市民の参加を図り、併せて、時代の潮流
や匝瑳市の特性、主要課題を整理したうえで、将来都市像や基本目標、施策の
大綱などを定めたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る
基本構想にふさわしいものと評価いたします。

このため、「匝瑳市基本構想（案）について」は、地方自治法第2条に規定
する基本構想の案として承認します。

なお、今後の前期基本計画の策定に当たっては、審議会の意見を十分検討さ
れるよう申し添えます。

(2) 前期基本計画

[諮 問]

匝 企 第 2 8 0 号

平成20年1月30日

匝瑳市総合開発審議会

会長 江波戸 三好 様

匝瑳市長 江波戸 辰夫

匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

次のことについて、匝瑳市総合開発審議会条例第2条の規定により諮問
します。

[答 申]

平成20年2月7日

匝瑳市長 江波戸 辰夫 様

匝瑳市総合開発審議会

会長 江波戸 三好

匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について（答申）

平成20年1月30日付け匝企第280号で諮問のありましたこのことにつ
いて、下記のとおり答申します。

記

本件については、昨年6月に策定された基本構想を受け、施策の具体化に必
要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにしたもので、本市における総合的か
つ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。

このため、「匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について」は、基本計画の
案として承認します。

なお、今後の実施計画の策定や各事業の実施にあたっては、審議会の意見を
十分検討されるよう申し添えます。

第3項 総合審議会委員名簿

(平成20年1月末現在 順不同 敬称略)

	団 体	氏 名	役 職	備 考
1	匝瑳市社会福祉協議会会長	江波戸 三好	会長	平成19年5月1日～
2	匝瑳市商工会会長	梅 原 一 郎	副会長	平成19年5月1日～
3	八日市場市匝瑳郡医師会会長	守 正 英	委員	平成19年5月1日～
4	匝瑳市ボランティア連絡協議会会長	伊知地 宮子	委員	平成19年5月1日～
5	匝瑳市農業委員会	片 岡 守	委員	平成19年5月1日～
6	JA ちばみどり常務理事	平 山 安 幸	委員	平成19年5月1日～
7	匝瑳市観光協会会長	佐 藤 悟	委員	平成19年5月1日～ 平成19年5月28日
		小 川 昌 勝		平成19年5月29日～
8	匝瑳市植木組合組合長	熱 田 健 治	委員	平成19年5月1日～
9	米工房「野楽里」代表	佐 藤 郁 子	委員	平成19年5月1日～
10	匝瑳市区長会会長	岩 井 清	委員	平成19年5月1日～ 平成19年5月28日
		宇 井 一 夫		平成19年5月29日～
11	八日市場ライオンズクラブ会長	林 眞 示	委員	平成19年5月1日～ 平成19年6月30日
		柏熊 タカ子		平成19年7月1日～
12	匝瑳市教育委員会委員長	江 波 戸 寛	委員	平成19年5月1日～
13	元八日市場市助役	江波戸 義治	委員	平成19年5月1日～
14	元野栄町助役	長谷川 正勝	委員	平成19年5月1日～

任期：平成19年5月1日から平成21年4月30日

第2章 用語の解説

あ 行

アイドリングストップ

自動車、オートバイ等において、停車中にエンジンを停止することで燃料消費・排ガス出力を抑えることを意味する和製英語。

AED（えー・いー・でいー）

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）。心臓がけいれんし正常に働かなくなった際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、空港、駅、公共施設などが多く集まるところを中心に設置されてきている。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

NonProfit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

か 行

回帰分析

2つ以上の変数があるとき、既知（過去）の数値の変化（推移）をもとに、その関連性を式に表すことで、未知（将来）の数値を推計する統計的分析手法をいう。

キャリア教育

子どもたちが、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観、勤労観や職業に関する知識、技能を身につけるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養う教育のこと。

行政評価システム

行政が実施している政策、施策や事務事業について点検・評価し、その結果を生かすことによって、より効果的かつ効率的な行財政運営を行っていくための手法。

京都議定書

1997年に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）での議決した議定書。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスについて、1990年を基準とした削減率を先進国の各国別に定め、共同で期間内に目標を達成することを決めた。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期的又は定期的・反復的な場合などさまざま。

コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

さ 行

資源循環型社会

生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

ジョブローテーション

職員に多くの仕事を経験させるよう、人材育成計画に基づき、定期的に職務の異動を行うこと。

3R（すりー・あーる）運動

3Rは、Reduce（リデュース）＝廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）＝再使用、Recycle（リサイクル）＝再資源化の3つの英語の頭文字を表している。このほか、Refuse（リフューズ）＝ごみとなるものを買わない、を追加した4R運動などを展開している場合もある。

成年後見制度

判断力が衰えたり、認知症高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度のこと。1999年（平成11）、民法改正で

導入され、2000 年 4 月施行。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内で、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供していくこと。

セルフケア

自分で自分の健康を管理すること。

総合型地域スポーツクラブ

文部科学省(旧:文部省)が平成 7 年度より推進している地域スポーツクラブの育成モデル事業で、地域住民が主体的、自主的に運営し、誰もがいつでも気軽に楽しむことのできるスポーツクラブのこと。

た 行

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

電子自治体

自治体が I T（情報技術）を活用して、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みを言う。これにより、市民はさまざまな申請を家庭にしながらに行うことができ、また各自治体においては、情報の電子化により効率的な業務の遂行が可能になる。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年 4 月から学校教育法に位置づけられた。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。全市の土地利用や都市施設の整備方針とそれに基づく地域別の整備方針から構成される。

は 行

バイオマスプラスチック

とうもろこしや食品廃棄物等のバイオマス（生物由来の有機性資源）によって作られるプラスチックのこと。原料に石油などの化石資源を必要としないため、環境への負荷を減らしつつプラスチックを生産することが可能となる。

ハザードマップ

自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。

パブリック・コメント

意見公募手続。行政機関が法規や計画等を定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。

フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、スムーズに進めるため支援を行う非営利公的機関。

ブルー・ツーリズム

漁村に滞在して漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

ま 行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれかをあわせもった状態をいう。

目標志向型ケアマネジメント

介護予防サービスを提供する際、本人の意欲を高めるため、ケアプランと連動した明

確な目標設定を行い、一定期間後に初期の目標が達成されたかどうかを評価すること。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者だけでなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりをすることをいう。

ら 行

ロードサイド店舗

主要幹線沿いに立地する店舗のこと。

